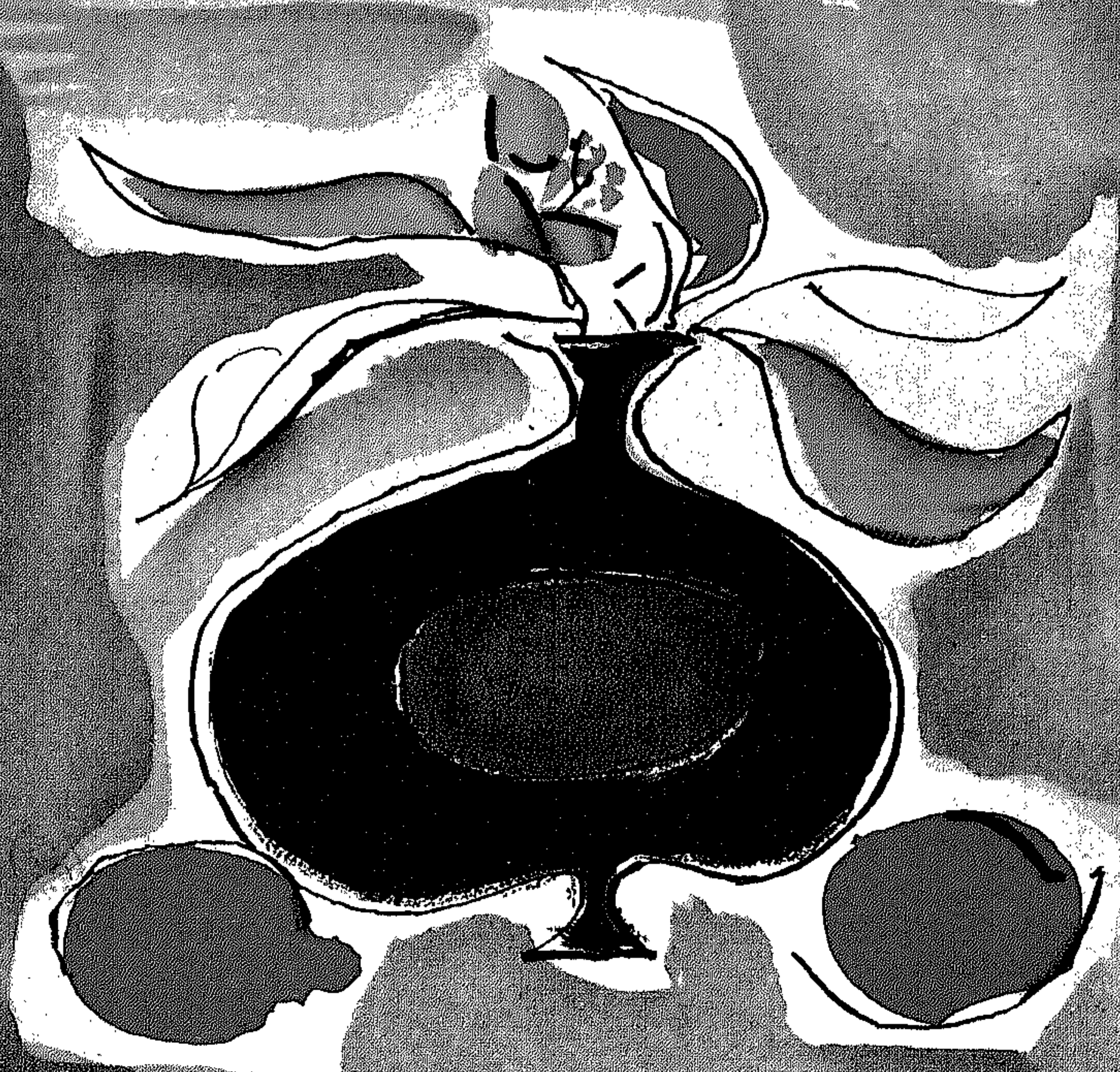


婦人少年者

昭和二十九年十月五日発行 第三十号



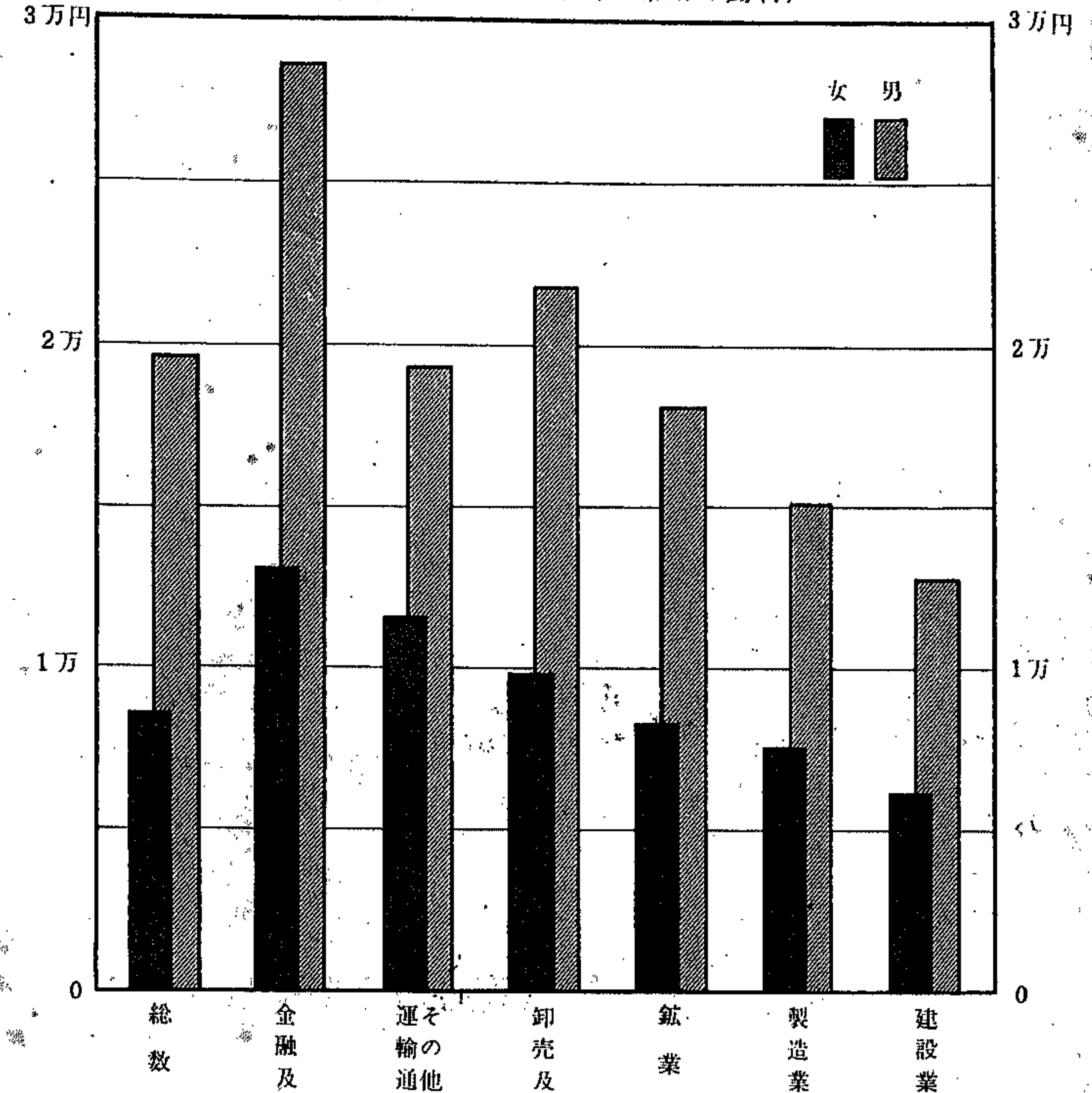
18 号

特集 働く青少年者の保護について

婦人少年協会

婦人の賃金

(昭和28年平均)
(規模30人以上事業所・常用労働者)



労働省労働統計調査部：毎月勤労統計調査

規模30人以上事業所の常用労働者の賃金を調べてみますと、昭和28年1ヵ年間平均の婦人の賃金は8,617円で男子の賃金19,560円の44%でした。
産業別にみて婦人の賃金の高いのは金融及び保険業・煙草製造業・運輸通信及びその他の公益事業等で1万円以上、婦人の賃金の低いのは木材製品や家具の製造業・繊維産業・建設業で5～6千円台です。

就職と雇用的一致

「働く年少者は、働くことに喜びを感じる」
今年のスローガンは、年少者を雇用している経営者にも大いに歓迎されるべきである。年少労働者が悪い労働条件の下で、不平をもち、働く喜びをもつてもらえず、経営者の上から大いに右都合であるから。

しかし、このスローガンが期待されているのは、恐らくものと違つたところにあるはずである。年少労働者に、働く動機を聞くところ大抵将来計の負担を軽くし、両親を助けないためとまことにケナガな答である。自分の幸せを求めるこの年頃の少年によつて、この答は働く喜びから遠いものはない。年少者の生活関心のせまきからくるこの動機が、年少労働力を求める経営者になりたてと、働く小経営者の低い雇用の動機と符合している。この意味では、我が國、雇用の多岐にわたつてきているのである。この点に眼を希望のものと楽しい職場に引寄せさせたいという願いが、スローガンのねらいの一つではないかと思う。そのためには、縁故や年長や性別などの古い家族主義の原理が現在も支配している職場の人間関係を打破して、年少労働者のために合理的な前進の道を開くことも必要ではないかと思う。(柳田宗一)

婦人・年少者 十八号 目次

労働者就職と雇用の一致	柳田宗一	1
働く年少者に働く喜びを	石田康男	2
雇用の一致		
年少労働者は喜んで働いているか		4
安定所の窓口から見た年少労働者の諸問題	竹村一男	10
働く年少者はまじめに働いているか(探訪)	秋山篤彦	11
検査者の立場から見た職業	藤川節子	13
労働問題と性教育	望月 喬	14
楽しい職場(雇員通信)	山口須磨子	19
私はこんな仕事場が欲しい(雇員通信)	小柳清治	19
資料室		
年少労働者の推移		20
中学・高校卒業後の状況		22
問屋街に働く年少者の実態(2)		23
フランスの女子労働保護規定		25
未成人等の職業対策に関する建議		27
ならびに「家政婦研修所」について		27
労働婦人のベール		30
女子の就業者数と完全失業者数		30
九月の婦人界の動き		31
時上を大衆の広場に(田)	田中 文久	31
婦人・年少者を知ろう(田)		32
表紙	倉石 隆	
カシメ	倉石 隆	

働く年少者に労働の喜びを



石島康男

近江絹糸の労働争議は大きな波紋を残して、数か月ぶりにその幕をおろした。そしてあらためて年少工の労働条件に対して、世間の関心が注がれたことは意義深いことであつた。「近江絹糸はひどい、女工哀史」さながらだ。」という声と、「もつとひとりのが多い。」という声、そして又「日本の現状では致し方ない。」という声も聞かれた。又これを契機として、今まで労働問題に無関心であつた中小企業方面の一部において、少くとも表面的な自衛の姿を見せ出したものも一つの現れであつた。一方労働基準局や婦人少年室に対して、投書や申告がとみに増加して、職員の能力の限界を遙かに越えた。「私のところも同じです。どうか事業主に云つておしえて下さい。しかし私が投書したことは一切分らぬように願います。」こういった投書が多かつた。

年少者に与えられている労働環境・労働条件は、千差万別であるのは珍らしい。ある大企業に働く年少者は、ある座談会の席上「私にも不満はあつた。しかし皆さん方の話をきいてみると、如何にめぐまれているかと痛感された。

何も云うことはありません。」と云つてゐる。又ある養成工は「私は何故こんなに楽なんだろうと思つと、すぐ思ひ当つたことがある。すなわち、労働基準法である。私は、以前に

学校で労働基準法についていろいろ話を聞いたが、これほど、身近かに感じたことはない。」とのべている。「昼休みは一時間あつて、ピンポンやテニス、バレーというような、好きな運動や娯楽が、なんでもやれるような設備が整つてゐる。」と云つてゐる大企業の年少工は、将来中堅となるべく、女工哀史が今や全く昔話りとなつた明るい環境の中で、働くことが許されてゐる。もちろん、初めて働くこととなつた彼等にとつて、労働は今までの学業に比べて、大変に苦労を伴うものであるには違ひないが、少しづつこれにも慣れて、やがてはこの労働の中に、働くことの喜びを見出そうとさえ思はれてゐる。

これに比べて、日頃は人々の目にふれない下駄の中小企業においては、その労働環境は、何と云ふべきものであろう。ある下町の印刷見習工は、作文の成算にあつた七次の印刷場の模様を描写してゐる。「工場は二階も仕事場になつてゐる。窓を開けなければ昼でも暗い。天井裏を改善したものだ。無論屋根が低く、鉄板なので夏はじりじりと頭が突になる程暑く、冬はこれと反比例して、火の気がないと指の先

が動かなくなる程寒いのが、この二階の特色である。」又もう一人の印刷工は「雑然とした機械場は、お昼には食堂でもあり、休けい室でもあるので、リンゴ箱に蓋をつけた粗末なものを機械の下において戸棚のかわりに使つてゐる……。」

こうした職場に働く年少者の労働条件はどのようなものであろうか。最近の婦人少年局の調べによると、例えば労働基準法で確保されている八時間労働が守られている事業所が七〇％で、大規模事業所では八六％、中規模では七六％、小規模では四七％、個人商店では四四％と、規模が小さくなるほど、悪くなつており、十二時間を超えるものが七％、そして最高は十六時間にあつた。ある小工場の電気組立工は、八時間労働をおえて五時に帰ろうとする時、同僚から何故帰るのだと詰問され、「でも十八歳未満は八時間と労働基準にあるんだぜ。」と抗弁してはみたが、「ベン。なに、かといふと法律だ。おめえ、世の中はそんなこといつてちや通らねんだぞ。」といわれてぐうの音も出ない。「労働基準局は大きな工場だけを調査して……労働基準局の前で、その無力さについていささかおろした。」と、少年期特有の反抗心が、ついむらむらと出てくるのが多いようである。

「上をみてみろが、下をみてもきりがいい。君よりも苦しい生活をしてゐる者がいくらでもいるんだ。」そんなこと位はがまんしろよ。小値時代はだれだつてつらいさ。しかし

事情は極めてきびしいものである。事業主自身は先頭に立つて夜おそくまで働かねば倒産してしまふような小企業も数多い。しかし反面、自分やその家族は最新型自家用車を買ひまわして派手な生活をしてゐるが、労働者には劣悪な労働条件でがまんしろ、小値時代はみんな苦勞してたがし上げて来たのだ、と云つてゐる古い型の中小企業者も数多くゐることは否みがない。

労働力を提供する年少者が人間である以上、自分の仕事に満足感を感じ、働くことに喜びを持つように仕向けることは、年少者の幸福であることは勿論、企業者にとつても、能率の向上、災害予防等あらゆる点において、企業の利益をもたらす基盤である。そのためには、労働条件や作業環境等の諸面において、よりよい条件を作り出してやることは勿論、労使間、労働者間などの人間関係が、明朗なものでなくてはならない。それによつて、彼等は将来に希望をもち、日々幸福な労働生活を送ることができ、又その

企業のために一杯の仕事をすることから、彼等の潜在的な能力をも充分に発揮させることができる。このようなことは、知的には一応理解できても、必ずしも実行に移されないのは、企業経営者の貧困によるとは云えない。やはりヒューマニズムに立脚した心遣いの不足といふことも云えるであらう。自分の子供に対しては、数々の金を惜しまないのが、他人の子に対しては、一銭の金を惜しみ、うつてかわつて封建的な業者の立場をとることも、多く見聞してゐる。年少者には特有の身体的心理的な特性がある。

婦人少年者

五、六年のしんぼうで覚えた説で「一生食うことができれば安いものだ。」と云われて、「果してそうであらうか。否、絶対に否である。どこもそうだから、こゝもこれで当り前だ。それでは私たちの社会はなんの進歩や発展があるう。私たちの法律を生かすも殺すも個人の熱意と努力にあるのではないか。人間がより向上した生活を求めるのは必然的なことではないか。」と、少年らしい反抗心を起してゐるが、やがてこのような小さいなやみやたらは、いつしか虫の音にかきけられて、次第に諦めと妥協にかわつてゆくやうである。「……わがままであつた学生時代の私が、こゝへ来て初めて学んだことがあります。それはがまんということ。大人のつめたい、いじわるにたえぬいでゆく満足感、子供たちに白い目をされてキョツとつねられたとたん、あふれる涙をのんで笑つてゐる気持、一人でばつてゐるのです。」「今更自分の境遇を歎いたところで、それが何になりましょう。それよりも今の生活の中に何らかの欲見を出し、それを意義あるものにするよう努力すべきだと思ひます。つまり私達の生活を暗いものにするか明るいものにするかは、自分の心の持ち方一つだと思ふのです。」

働く年少者たちに与えられるべき「働くことの喜び」とは、果してこのやうなものであろうか。現実に対する悲壮な妥協と逃避、そこからにしみ出された悲しいあきらめ、それを彼等におしつけようというのでは、余りに大人の我々は無責任のやうである。もちろん、現実の経済

これに配慮することなくして、封建的な労働管理を行ふことは、長期的には却つて企業の損失となることによく理解されるべきである。

大企業等においては、最近労働条件も向上し、福利施設等の拡充も行われてゐる。しかしこのやうな物的面の改善だけでは不十分である。企業の成員間の自発的な協力を確保することに成功しなければ、労働能率の向上は停止するものである。いわゆる「ヒューマン・リレーションズ」の理論と実践が、わが国でも研究されつつあるが、これは近代産業において失われていた人間性を回復し、人間的な愛情に根ざした労働管理を行い、職場の封建性独裁性を排して、企業成員の間にモラル（働く意欲）を高め、生産能率の向上を図らんとするものである。年少者は特に感受性が鋭敏であるので、初めて入つた職場において、はじめに裸の大人に接するものであり、彼等のむきだしな言動が、年少者たちの神経をいたく刺戟するものである。「下の者を無視しないで、私達にも発言させて」「必要以上に子供扱いしないで」「言葉使いを丁寧」に「等々の希望が述べられてゐる。年少者たちは非常に純真な気持で社会にふみ出すものであり、いささかの汚れも、大人と違つて非常に深刻に感ずるものである。たとへば法には違反してゐなくとも、労働条件には万全を期してゐても、このやうなことで彼等の心理的な反撥を受けたのでは、労働の喜びも労働能率の向上も期待し難い。各企業がこのようなことについて、もつと研究し、反省することを希望してやまない。

座談会 年少労働者は喜んで働いているか

——年少労働者保護運動の目標について検討する——

出席者

孝郎 見郎 居相 太 藤安 太 後藤 原 大 野 桂 大 中 島 石
いすゞ自動車厚生課長
オリシン電気株式会社社長
労働科学研究所長
全日通婦人部長
総同盟教宣部長
〔司会〕労働省年少労働課長

◎転職希望からみて

石島 働く年少者の第八回保護運動の構想、目標などが決まりましたので、それについての皆さんの御意見を伺わせていただいて、今後の活動の参考にしたいと思います。十一月一日は女子年少労働者基盤規則が施行された記念すべき日でもあります。御承知のとおり、年少労働者は年齢的にも身心発達の上にはあり、この期間に行われる過重な労働や、不健全な環境などは年少労働者にいろいろの影響を与え、事実、働く年少者の体位は同じ年齢の学生と比較して劣っています。そういう点で保護が必要で、またこの時期は心理的にも特殊の状態にあつて感受性が強い、例えば反抗的なこと、冒険性があつて災害を起しやすいし、知能の発育、人格形成においても重大な時期で、この時期における教育は最も必要と考えられます。このような意識に基づいて年少労働者に対しては労働基準法・職業安定法・児童福祉法などに特殊の規定が設けられています。しかし、このような法律による保護にもかかわらず、きびしいデフレ経済のもとにあつて、多数の失業者の発生、中小企業の倒産などのあるような時には、年少労働者の保護育成といふようなことは、余り関心を持た

れない傾向がありますので、こういう時期にこそ年少労働者の保護を啓蒙をやらなければならぬと思つています。従来、年少労働者は「ブルーカラー」の対象として考えられていました。年少労働者を保護するやり方はあるいは労働政策的には生産の低下になるかも知れませんが、近江網米のな労働管理にしても一時的には企業に利潤をもたらすかも知れないが、長い目で見た場合成功といつても年少労働者の保護は必要だといふことを事業主に働きかけたいと思ひます。今回の運動目標である「働く年少者は働くことに喜びをもつ」ということを実現するために三つの項目をあげてお

- (一) 明るい職場環境と作業条件
- (二) 正しい配置と教育訓練
- (三) 楽しい職場の雰囲気

この三つの点をあらゆる企業、事業主と労働者に対してお願いしたいと思ひます。保護運動は毎年やつておりますが、従来の保護運動を全般的にみて、年少労働者は果して働くことに喜びを感じてい



るかどうか、このことは別に調査してはいないが、労働力調査(経理局統計局調査)の臨時調査による今年三月の年少労働者の転職希望について見ると、一〇・五％は転職を希望しています。昨年は一三・九％から九・六％が転職を希望しています。これを、二十歳以上の大人と比較しますと、その率は極めて高くなつていて、断片的ではありますが、ある程度の真相をつかんでいるように思ひます。居相 ただ今の資料は面白いと思ひました。転職とは違いますが、私の方で各種学校を設けて養成しているのですが、やはりほかの夜学に通う。それは技能者養成のときにも問題になるのですが、平均して三七・〇、一年、二年は四五・〇ぐらいの人が夜学に通っています。そのうち四・三％が工業の方に通っています。どういふ理由か、本人を調査してみたら、「知識を得るため」が一番多く三六・〇で「教養の向上のため」と同じ内容をいつているわけです。また「高校卒業の資格がほしい」というもの一七・〇、あとは「余暇を有効に使いたい」「将来技術員になりたい」と云つています。また「人にすすめられた」「人がいから」「家庭にいろいろの援助がでるから」といふようなことをあげています。先程の転職希望の問題に若干関係があるかも知れませんが、すつと見てみると、学校を出て辞めていったものはないよう

石島 三が月以内で辞めるといふのは中小企業ほど甚しいようです。居相 二十六年に技能者養成をはじめ



婦人と年少者

て今年三六人卒業しましたが、途中で一四％辞めました。これは大抵病氣によるものです。四一五人に関しては職種が気に入らない、例えば自動車の会社だから自動車のことをするのと思つたら鋳物工であつたからという例で、これは職種の決定のときに退職しました。現在の二年生(二十八年度)は九七人で三〇％減り、今年入つたのは今のところ全部います。

◎夜間通学の問題

中島 この間、夜間に通学している学生が私のところに「実は組合を作りたいのだが」と相談にきました。この会社は一六人ぐらいの町工場で、その学生の外にも二一三人学校に行つていますが、今まで四時三十分卒業になつていたので夜学に行つていましたが、今度の規則改正に便乗して、時間を延長したわけです。実働を三十分延して五時までになると、普通の日はともかくとして試験のときには

試験が受けられなくなる、せめて試験の期間だけでも延ばしてほしいと交渉したが、駄目だつたというのです。それが二三日のうちに実施になるので、自分としては学校にいけないくらいなら工場をやめても仕方がないといつていました。それで私たちも考えたんですが、組合を作つた結果が必ずしもよいかどうかかわからないし、未成年者中心の組合はむしろいから、私の方から事業主に交渉してあげるから、総同盟にも相談に行つたという話をしてもよいから、ともかくもう一度自分たちで、会社側と話しあうようにといつて帰りました。すると、二三日してまた夜きて、あの通り話した。その後、個人的に総同盟に入れた。それといつてきましたが、考えておこうということになりました。いずれにしても夜間通学の問題は労働少年には関係の深い問題です。

居相 向学心をのばしてやりたいとは思ひますが、経路上健康を害するものがあるの、その点で残念な気がします。石島 労働省としても夜間通学の場合やはり年少者の健康上の理由から余りすすめられないが、現状ではこれ以外の方

い結果になるのか悪い結果になるのか、私の方でもこの点について詳細に調査したいと思つております。大野 私、夜学に行つてゐる人の話をきいたのですが、行き始めて二、三か月すると大分減る、それから遅刻が非常に多い。家が遠い人は帰りが夜十一時から、遅い時には十二時近くになると云つていました。余程注意しないと、健康を害するのではないかと思ひました。石島 全国の定時制の教育調査を集計したものにりますと、それと同じような結果が出ています。入学から卒業までにやめるものは五〇％くらい、最後まで続けるには余程の努力が必要です。始めは遅刻する人はいないが、そのうち毎週一回以上遅刻するようになり、それが五〇％。食事は大体家で済みますが、十一時から十二時というのが八〇％でした。大野 私の知つてゐる学生も、食事が問題だと云つていました。夜おそく食事をして、すぐ寝てしまふそうです。石島 金があれば学校でパンとか何かを十円二十円で買えばよいのですが、年少労働者にはその金さえないようです。中島 民



石島 ですからやはり三年目四年目には大きな病氣をするそうです。そういう点、後藤さんの方けいかがでしよう。後藤 その問題は余りないようです。私の方で夜間通学しているものは全体の一・三％くらいで、高校あたりまでは大體続きますが、大学に入つてから、親の方から仕送りをするから働かないで学校

に精通するようというので、了解の上でやめるというのが時あります。夜間の学校に行っている子供たちは普通の終業時刻より早く帰っていますが、自分たちばかり早く帰るといふことで遠慮しているものもありです。私は、食堂でパンが何か食べさせてやたらどうかと話したのですが、どうも夜学に行く子供だけたので、どうも金体のバランスを欠く、そんなにまでして夜学に行っている子を優遇する必要はないという意見もあつて、未解決のままになっています。学資の点からみましても、高校まではそんなに金がかからないが、大学にいくとなると、三万なり四万なりの金を払わなければならないのでなかなか予定通りいかないようですね。

石島 全国で六〇万人も定時制高校に行っています。これは年少労働者総数の四〇％で、大きな問題です。一番問題なのは技能養成の点ですが、夜間の定時制高校に通学しているものは、科目の三分の一はダブっていますので、一方で習っている科目は夜学の方では免除して、足りない分だけ勉強して資格を得られるようにしたいと思っています。今、技能課と協力して、文部省とも交渉しています。文部省の方でもたいぶ理解をもつてきてくれていますので、よい方に進んでゆくのではないかと思います。

中小企業の職場環境と作業条件

後藤 (イ)の「明るい職場環境と作業条件」には人間関係も含められているので、石島 (イ)の面については、年少労働者の労働条件は一部においてはだんだんよくなつていますが、一方中小企業においては悪くなつていくように思われます。これは年少労働者だけの労働条件について、今年の五月に全国一斉に年少労働者の座談会を開いて作った資料で、使用者のいないところ、かなり詳細に実際の労働について語ってもらつたものですが、約五百名のバーセンテージをみると、所定の八時間の労働時間が守られているのは七〇％で、これを規模別に見ますと、大規模八六％、中規模七六％、小規模四七％となつていて、規模の小さいものほど労働時間の違反が多かつたわけです。甚しい例として十二時間働く者が十人くらい、十三時間七人、十五時間四人、十六時間六人という状況で、住込労働者は一般に労働時間が長くなつています。休憩時間を見ますと、全体では五四％しか守られていません。大規模で三八％、中規模三八％、小規模六二％、個人商店六七％で、これも小規模ほど違反が多くなつています。また休憩時間が全然ないものは大中にはありませんが、小規模では八％、個人商店では一八％あります。休日の月四回制の法律の線は大体守られていますが、四回以上が七四％で、これも中小企業の個人経営ほど悪くなつてい



ます。小規模は半数以上が月一回程度が、それ以下の休日しかありません。次に賃金ですが、大五五、〇〇〇円程度です。年少労働者は一五歳から一八歳くらいですが、中規模で四、〇〇〇円、小規模、個人商店では三、〇〇〇円代に下つています。中小企業では労働組合が組織されていないところが多いので、最低賃金も保障されていないのです。健康や福祉の面からいっても長時間労働は問題ですが、能率の面からいっても決して能率向上にはならないし、経費も大して安くはなりません。こういう面をどういうふうに着目して、納得させられるか、労働者が抽象的に能率の問題や生産性の低下になると云つてみても仕方がないような気がします。

や休憩のほかに中毒、病気、災害などの保障の問題があります。そういう場合、中小企業の年少労働者はどうしているか。これは当然大人と同じに保障される権利を持つていますが、実際には完全に保障されていないように思われます。それで、これをどうするか、中小企業の方と話しあつたのですが、どうにもしようがないと云つていました。ですから、これは国でやらなければいけない。中小企業は重要な産業部門ですから、もっと徹底した手を打つようにはしないといけません。

大野 日本の状態では中小企業の側面はどうしても多くなります。中小企業に對して保障を強調すると能率低下になるというが、それをどういう形で補うかといふことに對して、何かよい啓蒙の方法がありましようか。それから、中小企業で、職業から起る病気や災害に對して、経営者はその保障をどういうふうに行つてゐるのでしょうか。例えば健康保険とか失業保険関係の取扱いは――

石島 その点については来年からやりたいと思つています。

大野 中小企業ではそういう場合、保障の現行があるのかどうかといふことが大きな問題だと思つています。

桐原 健康保険の方はわかっています。が、労災の方は知らないようですね。

中島 中小企業の機械工などは、賃金が低いので、健康保険に掛る分を賃金でもらつた方がよいと云つて、健康保険を

辞退する傾向が出てきています。

桐原 これは非常に多いですね。現場指導の監督の目がとどかないんです。管轄が複雑になつていて、例えば東京都が受持とか、商工省とか、また衛生の方は保健所といつたふうに分れていて、すぐ手がのべられないのです。

石島 行政組織の問題ですね。分れすぎていますね。

中島 中小企業について最近気がつくことは年寄を整理して新卒の年少労働者に切りかえていくことです。これが化学工業の薬品関係に多く、しかも調査によりますと四、〇〇〇―五、〇〇〇円くらいの低賃金が多いのです。中小企業の経営者は労働組合をきらうので、組合はできないから労働条件は下る一方です。

桐原 化学工業は多いですね。それに新しい薬品を使つていて危険ですし、その危険さは年少労働者に大きく、しかも程度がきついです。ですから一つには組合で環境条件の整備について要求を出して、それをワンシューしていくのが早道のように思います。もう一つ、行政機関としては監督・研究・指導面に力を入れると効果は大きいと思います。

後藤 今のお話のように年少者自身に労働方面、例えば自分のおかれている立場を自覚させる意味で、定時制高校などで基礎法などを強制的に教えるようにしたらよいと思つています。

相原 それは新制中学では職業家庭科

で簡単にやつています。

後藤 夜学に行つてゐるものは労働年少者が多いから、文部省はそういうことを



もつと強制的に教える方向にもつていつてほしいと思つてゐるんですが……

居相 安全教育もやるべきですね。

桐原 現実の問題として、年少者は働こうにも働こうとがない。そういう意味の失業者が多い。これは大きな政治問題ですね。

石島 農村では学校を出て飯の就業という気持ちで働いていて、二十歳ごろから都会に出て働くといつた傾向がある。

桐原 青年時代の失業感は大いなもの、人間性に対する影響も大きいから、本人はくさつてしまふ。人格の荒廃ということになります。

石島 年少者は失業者というよりは未就職者だということですね。

桐原 青少年問題審議会では消極面の不良化の防止については取あげてゐるが、あの活動をもつと積極面に切りかえる必要がありまふ。

石島 不良化防止の問題だけでなく、年少者の文化の面を育てることもやつて

ほしいですね。

中島 ところが年少労働者がよくなりすぎたという例がありました。千葉県の二百名近い会社ですが、平均年齢が非常に低く、組合の幹部に若い人が圧倒的に多数出たため、決議の場合若い人の意見の方が通つてしまふ。例えば夏季手当要求のとき家族持ちと今年学校を出たばかりの者と一率という要求が通つてしまつて、むしろ妥当を欠いたという結果になりました。厚生施設などでも、若い人は野球の道具とか自分たちのほしいものばかり買うということになります。

正しい配置と教育訓練について

人間関係についての訓練が必要――

石島 次に(エ)の「正しい配置と教育訓練」についてお話をいたさうと思います。これは適正な就職と職場に入つてからの職場配置の問題を含めて考えてみたいと思います。新規に学校を卒業して入社したものの中で三か月以内にやめたものは一〇％以内ですが、特に配置という点についての配慮が必要だと思つます。やめる理由としては「家事都合」というのが最高の三四％、次に転職二四％で、この点、就職前の職業指導の必要性を痛感するわけです。同じ調査の、自分の学校時代の希望との違いが三六％、採用時の約束が守られていないというものが一四％で、最近の傾向としてこういうものが出てきています。特に希望が

就職あつせんをする場合、さきの労働条件を詳細に納得させることが大切で、銀行などでは就職後の訓練をやつてゐるところもあるようですね。それから入つた時の人間関係も大切ですね。

桐原 学校に向つてもう少し労働についての情報を流したりして啓蒙する必要があります。先生はもう少し産業環境を知つてほしい。石島さんの云われた工場の人間関係といつた面を、もつと知つてもよい。そういうところを勉強するものが存外たくさんあります。適正配置の場合、技能や知識の面では詳細に指導してゐるようですが、職場の中の人の関係といふような社会生活に對する訓練は重要視しなければならぬと思つます。

居相 私の方では大学出の人を五か月間、厚生課で人間関係の点を強調して教育したのですが、最後に感想文を書かしたところ、人間関係といふことがいかに大切かといふことを始めて知つたと書いていました。技術者でしたから、そういう結果が出たのかもしれませんが、これは意外でした。

後藤 去年日本に來たアメリカのD I Aの主唱者エバンスの語によりますと、工場やめさせられた人の九五％は人の協調関係だといふことです。日本では数字になつてゐるのはあまりありませんが、これはあまり外科手術をやらないので、個々に内をうしてゐるのです。能力の問題も大切ですが、人間の接触といふ点も

大切で、DIAではこのことを根本とし、

表裏などいいと思います。

教育に対する労使の協調

大野 余社の方で計画した教育機関に

が、それをベラスに、例をば何月

石島 学校時代には先生の深い配慮を

組合と会社が半数ずつでやっていますが、

度にかかっています。普通会社がや

後藤 教育は高いところから下にお

石島 私の方の調査をみてみれば、

労働の幹部も講師になつて、ジョイント

後藤 私は食事だけはみんなと同じ食

石島 大変長時間お願ひでしたが、

石島 私の調査をみてみれば、

労働の幹部も講師になつて、ジョイント

後藤 私は食事だけはみんなと同じ食

石島 大変長時間お願ひでしたが、

石島 私の調査をみてみれば、

労働の幹部も講師になつて、ジョイント

後藤 私は食事だけはみんなと同じ食

石島 大変長時間お願ひでしたが、

石島 私の調査をみてみれば、

労働の幹部も講師になつて、ジョイント

後藤 私は食事だけはみんなと同じ食

石島 大変長時間お願ひでしたが、

石島 私の調査をみてみれば、

労働の幹部も講師になつて、ジョイント

後藤 私は食事だけはみんなと同じ食

石島 大変長時間お願ひでしたが、

石島 私の調査をみてみれば、

労働の幹部も講師になつて、ジョイント

後藤 私は食事だけはみんなと同じ食

石島 大変長時間お願ひでしたが、



詩

私はこんな仕事場が欲しい

小柳清治

朝、会社へ来たら笑顔で「おはよう」

工場の中に紙きれがおちていれば、

機械の調子が悪ければお互いに直し

安定所の窓口からみた
年少労働者の諸問題

竹 村 一 男

青少年を一個の職業人にまで育てあげるには、幾多の保護を必要とするものであり、労働基準法や社会福祉法によつて行われるものと違つた留意が要求され、今後の反省と改善に俟つものが非常に多いのである。

就職の輪旋は在学中のものに対しては、職業安定法の規定により、学校毎に次の三種の区別がある。

一、学校と職業安定所との協力による学校。

みることができると

本年三月中学校と高等学校を卒業して工場・会社・商店等に就職した人達をそれぞれの職場に訪問して、本人にも会つて直接感想を聞いてみたところ、いろいろな問題が発見された。今後の職業指導等に示唆されるところが非常に多いので、ここでは青少年が雇主に對して希望し要求している点を御披露しよう。

自分の担当の仕事以外に家事仕事に迫らねばならぬ。とどのほけいにして欲しい。もつと親切に教えて欲しい。もつと技術的な仕事が出来ない。作業の環境について設備の改善、室内の照明、騒音の問題など、労働条件に関しては給料の増額、残業を減らして欲しい。休憩時間が足りない。福利施設の点では娯楽運動の施設、食堂の清潔、また対人関係では上の人がもつと個人というものを知って欲しい、苦情の処理機関が欲しい。大人がもつと反省して青少年の模範になつて欲しい。

また反対に嬉しかつたことは、職場内の人がみな親切でよく仕事を教えてくれること（この喜びが件数で最も多い）。特に子供らしい喜びとしては、始めて給料を貰つた時、また事業所の慰安、娯楽などは格別な喜びのものらしい。上の人と心持の溶けあうことなども違つた喜びのようだ。例えば主人に賞められた時とか、夕食とき主人などといろいろな雑談をしあうこと、地方から上京して就職したものなどは、仕事が終わつて東京見物をしたりするのは何よりの慰安のようだ。仕事で失敗したとき、先輩がいたわつてくれたとか、友達がよくしてくれたとか、対人関係の心づかいが、仕事上の苦労そのものよりも遙にか大きいものだということに注意したい。

つらいことがらでは、仕事が終わらなくてつらいといふのが件数で、一番多い。例えば仕事が失敗した時がつらいといふ答えとか、品物や道具の名前がわからないとか、仕事のやり方がわからないとか、親切に教えて貰えないとか、わからないために一部の先輩から馬鹿にされるとか、監督者を訓練する必要があると認められるものが多い。純粋に作業がつらいと訴えているものでは、仕事がつらい、夜おそくまでの残業がつらい、忙しいので休日が休めなくてつらい、身体が疲

それ、その他感情内なるものでは私生活にまで干渉しないで欲しいとか、直素仕事のことやなく先輩がうるさくいうとか、アルバイトを使つた方が安あがりでよいと非業主があてつけがましく云うとか、いろんな問題があるが、以上労働基準法以前の指導とか保護の問題が多数にあることが認められる。

以上は雇主の發が純真な青少年の眼に映したものであるが、このほか、學校に対するもの、安定期に対するもの、いろいろと希望や意見があつて、我々關係者の反省を促すものが多い。これ等の内容の説明は數では省略するが、就職後の輔導によつて判明したものを資料とし、綜合的に考察して、將來の職業指導、年少労働者の保護に改善を加へるべき諸点を反省してみると、多數のしかも重大な問題が含まれていることが教えられる。

先ず就職後に備えて対人関係の悩みを、在学中の職業指導の中に若干取り入れて貰う。適性の発見をより正確にできないか。次に就職軌旋の階段になつては父兄の理解を一層深めて置く必要があること、決定所より学校に通報する労働市場の情報をもつと詳細にし、求人職種をもつと多く学校に連絡して、求人職種の広い視野の中で生徒の適性を活かした職業の選択ができるように、学校に援助する一層の努力が望まれる。

職業指導担当教師の豊富な経験は最も肝腎だ。
最後に学校や定安所側の就職後の補導によつて、職業指導一か年の努力の反省と、働く青少年の保護を根気よく継続して行かねばならない。その他農村の二三男の問題、個々に窓口にあられる青少年の問題等も別個に挙げねばならない。

（飯田橋公共職業安定所長）

探訪

働く年少者は

まもられているか

秋山篤彦



年少労働者は護られているか……どう

いうテーマで、実際に、大企業、中小企

業、店舗等で働いている年少者、それから街路の物売り少年少女の四つの場合をみてきてほしい、ということである。おそらく、関係者の間では統計的に、また現実的に、その問題をくわしく知つておられるにちがいない。だから、この報告は、あえてそれらの問題を抽出したり、批判したりはしないつもりである。

「ありのまま」にというのが正確でないなら「みたまま、きいたまま」それを報告しよう。

で、約二千二百名の工員が働いている。
A 労務主任の話を書こう。
工員の四割にあたる九百五十三名が女子工員、このうち三百四十八名が十八歳未満のいわゆる年少労働者である。このほかに四十五名の技能養成工がいる。「新制中学を出たばかりの女子を採用する」これが、この工場の新規採用方針である。多くは職安を通じて学校を開拓しているという。
賃金の最低は税込み八千三百円（最高三万二千五百円、平均一万七七百円）年給に能率給と勤務給が加味されていると

大企業

まず、大企業をのぞいた。東京、墨田区の本所にS時計工場がある。T時計、S時計などと一緒に国産時計の大部分をまかなう同工場は、月さまし時計、紐時計、写真機のシャッターなどで、月産十五万個の生産能力をもっている。鉄筋コンクリート三階、がつしりした建物のなか

ら、かなり高いほうだといえる。就労時
間は午前八時から午後四時四十五分まで
昼食に四十五分の休憩時間があつて、つ
ぎ労働八時間ということになる。超過
勤務は一切ない。休日は毎月曜と祝祭日
新入社のものには年次休暇六日がある。
このほかに四十五名の技能養成工がいる

は旋盤が彼の仕事。八時間の労働をおきて、五時退社、それから定時制高校で六時間まで勉強、帰宅後予習、復習などで就寝はたいいてい十二時頃、ほつきよく六時間ほどの睡眠しかとつていないことになる。同一場約四百名の年少者のうち約六割は夜学に通っているが、これらの

子供の冒險雜誌のようなものを刷つてゐる。工場の中には電灯が五つ鈍い光を放つてゐるばかり。窓も小さい。あなぐらといつた感じである。四人の十七歳の少年が大人に立ちまじつて働いてゐた。

工場には昔ながらの「小僧」「職人」といふ階級が残つてゐる。小僧は三年も

疾患のおそれもある。しかし、会社診療所の説明では胸部疾患は二百名中四五人、視力低下はみられないという。ただし、同工場が二十七、八年度の新入工員の無記名アンケートをとつたところでは、約二〇％が入社以来的身体が弱つてゐると訴えている。

ここで、技能養成工N君（17）に語つてもらおう。

N君は一昨年新制中学を卒業、ただちに入社して技能養成工になつた。同君の一日は、朝六時半頃起床、七時半分頃家を出て、八時すぎに工場に入る。工場で

で実質的にはあまり十分とはいえない。
 広い運動場、豊かな娯楽施設がほしいとい
 うのが、N君の希望だった。

中小企業

このように、大企業ではまずめぐま
 れた環境にあると思われるが、これが中小
 企業になると、大企業との間にはあまり
 にも深い断層があるようである。荒川区
 の裏街、D製版印刷工場にそれを見た。

D印刷工場は木造二階建てほとんどパ
 ラックに近い建物である。階下の十坪に
 もみたぬ工場にオフセット印刷機が三台

は旋盤が彼の仕事。八時間の労働をおきて、五時退社、それから定時制高校で六時間まで勉強、帰宅後予習、復習などで就寝はたいいてい十二時頃、ほつきよく六時間ほどの睡眠しかとつていないことになる。同一場約四百名の年少者のうち約六割は夜学に通っているが、これらの

子供の冒險雜誌のようなものを刷つてゐる。工場の中には電灯が五つ鈍い光を放つてゐるばかり。窓も小さい。あなぐらといった感じである。四人の十七歳の少年が大人に立ちまじつて働いてゐた。

工場には昔ながらの「小僧」「職人」という職階が残つてゐる。小僧は三年も

住み込みで働いて、それからやつと「紙さし工」になつて一人前の技をうける。経営者（おやじ）のS氏はこういふ。

「印刷学校つてのがあつたわけじゃない、昔式の徒弟制度のようなものがなくて、どうして一人前になれる。市を立ててやるやつは、どんな苦勞をしてもがんばるし、そうでないやつはやめるだけだ。」

この少年達の給料は月五千元、このうち食事を代へる五千円入れて、千五百円が手取り。まずS氏の薪をきこう。

「俺達の小僧時代はそりやひどかつたものだ。十六で小僧になつたが、ふかし飯コゲ飯以外にはくつたことはない。それで八年、年俸奉公をおえて二百円か五百円もらふんだが、それだつて家のものが借りていつたといつてくれやしないかつた。それからみれば、今の連中は労基法、はあるし、極楽みたいなものだ。就労時間は八時から五時まで、夜業するときは手当を出すし、飯だつて代用食なんかくわせたことはない。朝は味噌汁、新香のほかに納豆や佃煮をつけてやる。一人前になつてやめるときのために三万円目標に貯金してやつてゐる。その上、風呂代や、映画をみたりする小遣いはこつちでもつてやるし、登壇にはオーパーだ。洋服だとしてやる。税金も大してめあげられてゐる小企業じゃ、まず最大限の従業員サビドスをしてゐるつもりだ。」

反対給付として三万円の預金通帳、オーパー、洋服があるというのだ。しかし、

こうしたS氏の話に聞かされたT君は、

「島根のいなから出てきたのが去年の二月、現在は給料六千五百円もらつてゐる。だが就労時間は毎日朝八時から夜十時まで、超勤手当は一銭もつかない。休みは日曜だけ、仕事をおつて風呂へゆくの、日曜に映画をみに行くだけ。楽しみで、もちろん風呂銭、映画代など出してくれない。寝る場所は二階のおやじの部屋で、八畳に旧軍隊のようなカイコ棚のベッドがあつて、紙製の将棋が唯一の娯楽施設。食事は味噌汁と新香だけのときが多い。」

どちらが真実であるかは知らないが、T君の顔色はひどく冴えない。きくと、健康診断は一度もうけたことはないといふ。労基法のあるのは知つてゐるが、それを現実にどうあわせるか、その術を知らないといふ。T君は、

「封建的かもしれないけど、早く一人前になつて三万円、三万円とれるんだから、と、あきらめたような口ぶりだつた。同じ年齢で定時制高校にいつてゐるS時計工場のN君とは大差なちがひである。」

だが、こうしたT君の場合にはほゞ似たことは、至るところで常識として通用しているのだ。それは、使用者の「おんま」

無理解というより、そのおんま、無理解を育てあげた過去の産業形態の遺産である以上、残念ながら容易に改善されるとは思えない。東京に数多い卸、小売商の場合もそれである。神田に軒を並べる布地問屋、既成服店の店先をみよう。

繊維業者には昔から「ニッパチ」といふ言葉がある。つまり、二月、八月は一言葉がある。つまり、二月、八月は一年のうちでもっとも不景気な月で、一年の収入は主として四月、五月、十一月、十二月の五ヶ月間で得て、それと一年分の生計を立てるという。それが昨年の繊維業界の不況で、まづたくつがえされ、このところ既成服店などでは日に一万五千円の売上げがあれば上々だといふ。背広一着分の金額である。このマージンはよくて一割五分、たいていは百五十万円からの在庫をかかえて、店の維持だけに汲々というありさまだといふ。

しかし、こうした不景気は、皮肉なことに、ここで働く店員連のもつとも労働条件のよい時期なのである。彼等のほとんどは住み込みである。したがつて、朝、七時頃起床すればその時間から一日の労働がはじまる。夜は夜で十時の閉店後、まず一時間は店の片付け掃除。これが暮のいそがしい時期になれば、一時、二時の就業はふつう。睡眠時間三時間、四時間というのはザラなそうである。この間、問屋であれば顧客廻り、発送荷物の梱包、配達、番頭のババヤ買ひのような私用まで文字どおり休み暇もないほど

の労働である。なから、この不況は彼等の労働条件をよくしてゐるというのには、あながち誇張ではない。終日、店に居るやうにしていることもあつたといふ。

賃金はいつの間にか協定賃金のようなものができてしまつた。月六千円、そのうち四千円を食費に入れるといふ。休日、月二度、しかし、これは朝半時から夜七時頃までで、やがて新しい使用者は、宿帰時間まで厳重に守らせるといふ。このほかに、なんの恩恵もない。せいぜい値段のよい品物をうまく売つて、夕食のオカズが一品ぐらい余計につくぐらゐ。こゝでも過去の経験は重く彼等の上にのしかかつてゐる。商売をおぼえるために、いかなる犠牲もいたし方ないといふ思想がそれだ。したがつて、店のために働くのではなく、自分の将来のために働く。あらゆる労働条件は「使用者の情」に依存せねばならぬわけである。

また、労基法は完全に黙殺されてゐる。家族も従業員並みに働くし、第一、労基法を守つてゐる店をつぶしてしまつてゐる思想は根深い。そうして、さきのD印刷工場としても、こうした面店街でも、監督者の役人は一度もこなかつたといつてゐる点を、つけくわえておく。

新宿の福祉事務所におさんといふ児童係がいる。この人が六年前の二十三年春、

臨床検査と云つてもどういふ仕事か、恐らく御存じの方は少いと思う。その位臨床検査技術者の仕事は社会的にも理解されてゐないし、又仕事そのものが非常に地味で、いわゆる縁の下の力持的な存在なのである。病院に行き医師の診断を受けた場合、直ちに診断が下されることはまず無く、「二三日様子を見て検査の上で」と言葉を濁されるのである。そしてその間に種々の検査が検査技術者の方に廻つて来るのである。その結果診断が下され治療方針が立つわけである。患者に接せず、ただ試験管を握り、黙々と医師の協力者として職場を守つてゐる技術者が、病院と名の付く所には必ず存在してゐる。この地味な仕事に従事する人達の代弁者として、私の検査室を通してこの仕事を御紹介し、あわせて技術者が希望してゐることを述べたいと思う。

検査技術者の立場から

赤川 節子



一般検査と云つても、保健所等で行う食品検査・飲料水検査などは別で、主として病院の臨床検査である。私の奉職してゐる病院はセントラルシステムを採用し、各科の入院及び外来患者の総ての検査は、全部検査室に集中され、ここで種々の検査が行われる。

主として、一般臨床検査・細菌・生化学・病理に分けられるが、判然と分れてゐるわけではない。例えば、尿検査一つを例にとつて見ても、蛋白・糖等の一般検査は勿論であるが、もし糖が出ればその定量、そして血中の糖定量まで行うし、又糖核の疑ひであれば、尿中の糖核菌の検査をする。もし簡単な糖核菌検査で菌が証明できない場合には、更に培養検査を行う。と云つた上、検査材料は尿一つでも、顕微鏡的検査から

生化学的定量検査まで行わなければならない。患者のあらゆる排泄物——尿・糞・喀痰は勿論、患者から採取した血液・胃液・十二指腸液・胆汁・唾液・脊髄液等につき、あらゆる角度から検査が行われる。正しい検査がなくては正しい診断も治療も不可能である。又、検査は必ず技術者が行うべきであつて、医師が行うべきではないと思ふ。なぜなら医師の検査には主観が入りやすい。臨床所見から推して、この患者の症状がこうだから、検査は大体こうであらうと推定し、色眼鏡で判断しやすい検査は白紙の立場で検査すべきであり、それが正しい検査であると思ふ。そのためには、医師の協力者としての技術者の、技術の絶えざる向上と責任感が必要である。

こうした重要な仕事であるにもかかわらず、現在、日本の技術者がおかれてゐる地位を振り返ると、甚だ淋しくならざるを得ない。薬剤師・栄養士・看護婦等は国家的にその地位を保障されてゐるが、検査技術者は今のところ何も地位の保障が無い。先般厚生省で技術者の国家試験を行うような試案が出されたが、目下行き悩みの状態である。アメリカでは技術は医師のよき協力者として高く評価されてゐるが、又技術者自身も大学の一般教養課程を経て、更に専門的な技術養成機関に入つて技術を身につけてから、職場で活躍してゐるのである。日本では少し事情が異なるが、しかし

新しくこの仕事にたずさわる若い人達には、高等教育を受けたものが多く、一日も早く社会的地位の保障されることを切実に希望し、努力してゐるのである。こうした技術者は従来は男性が多かつたのであるが、最近婦人の進出が目立つてきた。細心の注意と厳格した技術を必要とするこの仕事は、婦人の仕事として最も適してゐると思ふ。現在、男子と比較して経験年数こそは及ばないが、一般に婦人の方がレベルも高く将来性が大であると思ふ。

技術者の養成機関としては僅かに東京文化短期大学にあるだけで、大量に技術者を養成する機関が無いので、これが技術者の向上と進出をさまたげてゐる。だが現在この仕事にたずさわつてゐる者はそういう愚念を克服し、向上して行きたいという希望に燃えてゐる。

先日婦人技術者の集いがあつたとき、皆が異口同音に叫んだことは、

一、社会的地位の保障されていないこと。

一、重要かつ危険な仕事であるにもかかわらず、病院側が無理解であること。

等であつた。技術者としての誇りと強い責任感が無くして、現在のこのむくわれない状態に甘んじて仕事を続けて行けるものではない。新しくこの仕事に入つた人達が一応の技術を修得すると、自己の仕事に疑問を持ち、必ず一種のマシネリズムに陥るのは、こうしたバックボーンが無いからである。私も過去にそうした苦い経験を持つ。恐らく将来も幾度かそういう危機が訪れることであらう。技術者の前途はまだまだわしい。しかし優秀な若い人達が後から続く事を信じて、いばらの道を踏みわけて行きたいと思ふ。

（慈恵大学第三病院検査室勤務）

売春問題と性教育



望月 衛

本稿は婦人少年問題審議会婦人部会で行われた望月委員の研究の記録をまとめたものです。

1. はじめに

私の考えている性教育の中には、もちろん社会教育ともいふべき「売春婦を賣うな」とか、「売春をするな」というような説得も入つていますが、そう言つただけで果して教育ができるかどうかという事は、考えてみなくてはなりません。

少し売春問題から離れたことを述べるようですが、売春行為に対するいろいろな啓蒙活動を行う場合、その行為が、どうして成立するか、それを頭においてやつていただきたいと思つてです。

今の家庭教育や学校教育などで、どういふ風に親が子供に売春といふことについて教えたらいふか、新聞記事などで、これをどういふふうにとらふべきか、あるいはまた、どういふ問題に扱つてもよいか、悪いかといふようなこと、また映画の中で売春制度を承認しているやうないいろいろなシーンがありますが、こういう

ものを子供が見てどういう影響を受けるなるうかといふようなこと、その他今の世の中に沢山ある売春制度に連るいろいろなシンボル、例えば、おいらん道中などが名所の中に残っています。それから、京都に中学生が修学旅行に行つたときに、舞妓はんを囲んでいろいろ質問したりしますが、おいらんと舞妓は姉妹関係にあるかどうかといふようなことも考えなければなりません。このように、まるで売春制度を支持しているような施設やシンボルが世の中には沢山あつて、その中に育つた人間は、いつかそれを肯定するようにできているのです。それに手をつけずに、するなするな、むりなことです。

それから言葉の中にも、売春的な言葉と云えるようなものが沢山あります。例えば、男の中だけの話ですが、「いい玉だ」といふ言葉は、砲兵からきた兵隊用語ですが、女の半玉とか、一本とかは、この「玉」と関係がありそうです。それから「水あげてやろうか」とか「女にしてやる」といふ言葉があります。これも若者の水あげからきています。

社会学や社会心理学などでは、どういふコミュニケーションによつて、どういふ場所で、子供が知らず識らずの間に、そういう制度を承認するような人間になつてゆくかといふことをよ

く検討しなければなりません。そして誰かが体系的に性の社会教育学といふようなものを、がつちりと研究する必要があります。それがなくて性教育の基礎はありません。社会的に売春の制度が承認されているから、買う人も出てくるわけですが、その制度の社会的意味を教えることも性教育の一つで、重要なものです。しかし、こうした全般的な性教育が行わるべくして割合に行われておりません。

2. 性教育否定の理論

性教育を断念させる力となつたものには、いろいろあります。マクデューガルという社会心理学者は一九一〇年代に本能論を盛んに説いて、人間の社会行動を何でも本能に帰してしまひました。これが他の面でも現れたのが「戦争は本能だから避けられない」といふ、人類に害毒を流した一種の議論です。性教育などは、その伝で云えば、本能にきまつてゐるのだから、教えずともわかるはずだし、また売春制度について、男といふものは、そういうところで遊ぶ本能を持つてゐる、そういう本能が人間にはあるといふことになりかねません。

ところが、性行動といふものが、本能によるものかどうかは、その後各方面から研究されていふますが、人間の場合には、性の反射といふものはありませんが、異性が好きになるといふやうなことは、何らかの教育が行われなければ人間にはできないものだといふ例証が挙つています。

フランスのイタールといふ学者が、百五十年ほど前に、南フランスの森の中で、狼に育てられた野生児を発見しました。発見当時は十歳くらい

の男児でしたが、この子供が青春期になつて、性の衝動はもつてゐるにもかかわらず、多少、女の人が好きらしいといふ行動は見られましたが、全然性行動がとれなかつたといふこともその証拠です。これは人間の環境の中に住んでいなければ、性行動は発現しないといふことの、有名な例です。

もう一つの大きな研究の方向は民族心理学や、文化人類学の方の系統の研究です。この研究によつて、前世紀の半ば過ぎころから未開民族の生活が知られるようになりました。今まで母親には子供を育てる本能があるといわれていましたが、男が子供を育てる民族も発見されました。そういうことを考えますと、一つの社会の中で本能といわれていることが、必ずしも他の社会でも本能とは限らない、といふことがわかつてきました。そのほかマリノクスキー、マーガレットミードさらにリントン等の学者も同様な例をあげていますが、未開人の生活を知ることによつて、本能論がこわれてきました。

また動物の飼育によつて、人間が非常に個性のある性生活をするといふことがわかつてきました。ねずみくらの動物ですと、全然隔離して生活させておいた場合でも、いわゆる青春期がくると手本なしに、親と同じ性行動をとることがわかりました。これは本能といえますが、少くともチンパンジー以上のものになると、育つ

た環境によつて、性行動が全然違います。チンパンジーの例で申しますと、小さい時飼つておくとその遊び方によつて、性行動のやり方が全然違つてきます。

このように高等動物になればなるほど、環境からの影響が強いのでは、人間の場合には、ある人にとつては外で遊ぶことは本能であるといふてしかるべきかもしれませんが、ある人間にとつてはとんでもないことになるかもしれせん。全く幼児からの育て方に問題があります。売春問題なども、先の先の問題のようですが、そういうところから抑えていく必要があります。

それからもう一つ、性教育をじやましたのは性ホルモンの学説です。何でもホルモンを注射すれば性行動が盛んになるといふやうな、生理的根拠ばかりを求めようとする一種の偏向が行われました。ところがねずみの実験では、童貞の男ねずみを去勢した時には、一生淫性行動を行わないといふことがわかりました。人間の場合でも、ねずみの場合でも、一旦性行動を行つた動物は、これを去勢して性ホルモンを分泌しなくなつても、性行動を行います。人間の場合でも、戦争や結核などで睾丸を失つた男子でも性行動は継続されているのです。

このような例から考えますと、人間の行動は根本的には生理的欲求に動かされていますが、その生理的欲求の動かすものは、一般的活動といわゆる未分化な、特徴のないものです。ねずみは発情期になると、車をぐるぐる回し始めま

す。他なら四―五日程に一回、発情すると平素は一マイル位なのに、十五マイルくらい走る日があります。このように一般的活動の面ではたしかに変化があるようですが、それ以上の非常に複雑な、特に人間におけるやうな社会的な行動としての性行動といふやうなものは、全部がホルモンだけで左右されるというものではないと、ホルモンだけでは左右されないとはいへません。女性的な男性にホルモンの注射をしてエネルギーをつけると、決して男性的にはならず、むしろそのアブノーマルな部分を強くなる結果になります。男らしさ、女らしさの隅々までも、つまり文化の中に生れたことによつて生ずるもの、生れでからの訓練によつて獲得されるものまでが、ホルモンによつて簡単に影響されるという考え方は行き過ぎています。このやうなホルモン学説は、性教育不要論に与するわけですが、今日では、そういうことは云えないといふことになりました。本能論やホルモン学説が人間の社会行動全部を規定すると思つてゐるなら、売春問題などは取上げて意味はありませ

ん。人間にとつて、小さい時から文化的条件付け（カルチャー・コンディショニング）——つまり広い意味の教育が可能であることを信しなければ、こゝろの問題は進んでいけるものではないと云ふべきです。

ですからマクス・コミューニケーションで売春問題を扱う場合、本能論やホルモン説、あるいは男の本能のことなどを持ち出す必要は少しもありません。すべて社会的に獲得される一つの風俗だと考えていただきたいと思います。

私の性教育論は、以上のようなことを根本に考えています。今まで本館というところで片づけられていたことでも、社会的な条件づけによって形成されると考える立場です。教育の可能性を全的に考える立場です。

3. 性教育の段階

性教育にはいくつもの段階があります。私の考えでは「売春をするな」とか、「結婚前は童貞でいなければいけない」とかいうようなことは、先の先のことに思われます。その前に、もう少し人間の本能を円満具足に発達させるための基礎、たとえば、女が男を好きになり、男は女が好きになるという基本的な方向をしつかり授けておかなければいけないと思つています。ですから、私のところに相談にくるアブノーマルな、始めからゆがめられているような者を治すためには、私は止むを得ず「お前は売春婦のところに遊びに行つた方がよいだろう」と云わざるを得ない時すらあります。

特に本能に關係のあることは幼児の時の教育が必要です。結婚前は童貞でいるとか、売春婦を買つてはいけないとかいうことは、かなり大きくなつて、小学校の高学年くらいになつてからインフォーマーセッション——口によつて教える教育によつて徐々に始められなければなりません。しかし、男女の基本的な人権とか、男女対等の位置の承認というような根本的なことについての教育は、すでに三十四歳のころから始められなければならない。たとえば両親の間で互

いの人格を尊重しているかどうかということ、将来売春婦を買うか買わないかということにも影響してきます。相手を尊重するという気持ちが小さい時から養われていけば、めつたに買えるものではありせん。

それで、私が特に強調したいことは、売春問題について考えるときに、性教育というものを諦めないでいただきたい、子供のときのしつけから性教育は行われなければならないが、社会の習慣や制度が個人に影響することも大きいので、さらに小学校の高学年くらいから、先に述べたような点について啓蒙活動としての性教育を行わなければならないということとです。ほんとうのところ、私は売春婦制度については子供に知らせたくないのです。それは売春制度があるということを承認することになるからです。理想的にいえば、小さいものにはふたをして、こういうものは見せないで済むような教育が必要だと思つていますが、しかし子供はちよつと街を歩けば売春のいろいろなシンボルにぶつかります。ですから、ある程度、口で教えて、これを批判しておかなければなりません。文部省の純血教育委員会でも云われたことですが、マスコミユニケーションとして、高等学校くらいになつたら、「売春制度があつた方がよいかどうか」というようなことを、社会科でディスカッションさせる必要があると思うのです。

4. 社会行動に対する適応性を養ふこと

また、更生しようとしてゐる売春婦に対して

同じ仲間の更生したよい例を語らせることもよいことでしょう。私共が社会に生きていくためには、いろいろの欲望を、社会に基支えないように満たしてゆかなければならないが、ここにより見本があるとすれば、大変よい参考になります。あの人はああいうふうにして更生した。うだというところが、一つでも二つでも多くそういう人たちに知れることはいいことです。

肺結核の病人に対しては、いかにして病氣と闘うか、どうしたら生きてゆけるかというような適応の仕方が教えられますが、根強い社会生活の中の問題に対しては適応の方法が教えられていません。買つてはいけないなら、どうして買つてはいけないのか、売春婦になつてはいけないうなら、どうすればならないで済むか、それを教えるべきです。更生しようとする九百人、千人のために、更生した事例を集めたパンフレットのようなものを配つて（但しあまり美談めいたものは困りますが）、ある人は職場で結婚を求めた、またある人は算盤が一人前になつたというような、いろいろのケースを近山説きえ、伝えるべきです。そういうものを近山説きすることによつて、社会への適応の仕方を覚えさせます。その中に結婚した人が一人でもいると、みんなが明るくなります。こういうことがユニケーションに乗つていく、映画化されるということがあつてもいいと思います。

このような社会に対する適応の仕方は、実は親が、さんざん子供に対して行つてみせてきたことです。それにもかかわらず、それらの人た

ちに社会の行動に対する適応ができていないのは、親が子供に小さい時から、適応の仕方を教えていないからです。現在、洗濯の仕方を知らない子供がいたとしたら、今の社会通念からして、親の責任ということになります。親が犬をこわがると子供も怖がります。子供が怖れずに犬に対して適応行動がとれないのは、親の見本がないからです。同様に売春婦を買つてもいいかどうかという問題は、非常に小さい日常生活の訓練の中から出てくるべきです。どういうのが理想的な家庭か、父親が天地にはじることなく、売春婦を買つたことがないといふ得る場合、その両親のしつけはどうだつたかということもよく思います。しかし妻以外の女性に接したことがないと自信をもつて云い得る人間はなかなかありません。ですから、こういう人間を見つけないで済みます。そしてそういう人は、どういふふうな育てられたかということとを研究する必要があります。思春期の時はどうだつたか、恋愛のときはどうだつたか、そういうケースを研究していただきたいと思つています。悪くなつた例はかなりありますし、いくじなしで目的を果さなかつた者、あるいは家庭が厳格すぎて果さなかつた者もあります。しかし中には適応の非常にうまいものもいますから、そういう例は、春売婦を買う者と比べるとは別な意味で、大いに参考になると思つています。ところが実際には、そういう事例はあまりありません。それに、わかりきつてゐることのよ

うな、「結婚とは何か」ということが、案外わ

かつていないのです。子供のしつけに関する著書がいろいろ出ていますが、これらはおもにパ

ーソナリティの基礎をつくるようなこと——成績がよくなるようにとか、泥棒をしないよう

にとかうような常識的な人間を作ることと重

点をおいて、女をどれだけ大事にするかと

か、売春婦を将来買わないようにするにはどう

したらよいかというようなことについての含み

が少いようです。性教育の面で、もう少しそう

いうことに着眼する必要があります。世間の模

範的青年というものを調べる必要だと思つて

います。工場の中で私こそ売春婦を買つたこと

5. マスコミユニケーションの仕方

さて本題に近づけるとして、マスコミユニケーションの中で、たとえばラジオにしても、教育が中心になつてゐるものと、娯楽が中心になつてゐるものとありますが、それらのものが、子供や青年に、いわゆる性的刺激を与えるかどうかという問題を検討しなければなりません。

私としては、いま問題になつてゐるような性的刺激はかまわないと思つています。しかし、売春問題についてはもう少し厳格に取締つてもらいた

いと思つています。それから、アメリカ軍がい

なつてから、女を大事にしなくても、認容され

るようになった。たとえば、アメリカ人がいた

時は、女をなぐるということがやかましく云わ

れましたが、日本人だけになると、それが比較

的ルーズになつたというところに注意しないので

す。それで私は、あらゆる機会に女を大事にするということを尊重するマスコミユニケーションを行わなければならないと思つています。それ以外のことでは、セックスを刺激するということが、あまり敏感になる必要はないでしよう。それからもう一つ、こういうユニケーションには健全な大人のこれに対する反応の仕方を子供に教えることが大切です。これは教育の技術として是非必要なことで、たとえば、映画に非常に長い接吻の場面がある時に、必ず子供は大人の顔をうかがいます。このとき、大人が「いやあね」と云つたらおしまひです。子供はその言葉をどう判断したらよいかわからないか

らです。子供は大人の表情や言葉の端から、汚らしいものとか、堂々と見ていて差支えないとか、いろいろの、むしろ根本的ともいえるものを直観的に学びとるものだから、子供のうちに、母親たちが一緒に映画に連れていって、性的な場面につかっても当惑しないようにしていた方がいいと思います。通念に反するような不当なほめ方や感し方を示すのはいけないが、ある程度の刺激を与えた方がよいと思います。年頃になつて焦る前に準備しておくこと、むしろ平気になるような傾向にしておくことです。長い接吻の映画を見たらお母さんは知らん

から毎年三回ずつ、警察、学校、民生委員の協力で新宿の盛り場の「物売り少年」の調査をしている。その調査を中心に物売り少年のあらましを紹介しよう。

新宿には駅を中心に、東西南北におびただしい飲食店がある。夕暮、灯ともし頃から深夜まで、酔客の影がたえない。推定五、六十人といわれる物売り少年の職場はここにある。彼等の大部分は夜七時頃からここに現われ終電まぎわに姿を消す。小学校の一年生ぐらいから中学二、三年生までで、年少者ほど収入がよく、また口マメな娘ほど売れ行きがよい。

さて、これらの子供達の販売している品物は、主として南京豆、センペイ、甘納豆、花、外国製菓子、タバコ類などであるが、その収入は子供とは思われぬほど多い。一晩の最低収入三百円、六、七

顔をしているかあるいは「すいぶん長いね」というくらいのことば云つてもかまわないが、子供の眼を抑えるようなことをしてはいけません。これがマスコミューニケーションに対する一つの態度のとり方で、歌舞伎の道行や心中ものなどは、余程子供を教育する自信のあるもの——ああいうものは今はないんだ、あれは龍の鳥といつて、かわいそうだというようなことを言葉で教えることのできるものでなければ、子供に見せない方がいいと思います。

このような啓蒙は、売春禁止の立法化が行われると同時に、抜本をくげんというか、百年の

酒場は彼等の職場だ。業者は子供に職場をあて、特り込みや調査の時は店の奥にかくまつて保護する。そのかわりに客に酌をさせたり、歌をうたわせたり、手伝いをさせる。いわば共存共栄というのか、酒場と物売りの間には、切つても切れぬ関係がある。児童福祉法の三十四条には、児童に午後十時から午前三時までの間、戸口について又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売・配布などをさせてはならない、カフェーなどの遊興飲食をさせる営業の場所に立ち入らせ

てはならないなど禁止規定があるが、実際は完全な野放し、それをとめる方法はないかのようなありさまである。

大計というか、非常に根本的な、社会の規範に対する感情的な反応の訓練を小さい時から行う計画を、どこかで立てなければいけないと思ひます。文部省で行つてゐる性教育は決して売春問題と離れたものではあり得ないし、むしろさうに根本的なものと思ひますので、特に注意を払つて互いに協力すべきだと思います。今の火急な問題として、売春問題をどうするかということももちろん重要ですが、まず根本の方を抑えて、プリンスブルの理論の根本は、共通の問題を持つて行かなければ歩調が合わないと思ひます。

（日本婦人新聞記者）

楽しい職場



山口須磨子
(仮名)

「○○さん、貴女はなぜそんなにできないのですか？」激しい実習訓練の毎日、幾度このような言葉で叱られたことでしょう。あれは一昨年の春で、まだ中学校も卒業してない頃のことでした。激しい競争の交換要員募集に応募して、やつと思いでパスしたのは、まだ卒業式のすまない二月の末でした。

早速、訓練が始められて、午前中は学校へ、午後に訓練へ通つて、交換という仕事の勉強をしました。パスした当座は嬉しさに心はずみ、楽しみなでさえあったのに、目を追うに従つて勉強課目の難しさに、どんなに心をくじかれたことでしょう。電話機器・交換証記載・数学の練習・用語・実習等々、同じ勉強といつても、学校の勉強とは全然ちがつて、全く難しいの一言に尽きるものでした。ツルツルというのが発信音、ブーブーという

のが話中音で、などと教つても、少しも呑み込めません。生れて一度も電話器を持つたこともない私が、いくら親のすすめとは云いながら、どうして交換手の仕事などに入つてしまつたのかと、わが身を悲しんだことも幾度かしました。先生にいろいろ注意されながら、激しい実習をやる時など、つくづく経済的に恵まれて、上の学校へすすめるお友達を羨しく思ひました。いるんな記号を覚えるのに苦しんで、やつと覚えると、早や次の勉強が待っています。一つ一つ課目を分けて勉強しても、結局は一つのことなのに、私は一つ一つの課目を、きちんぐと割り切つて勉強したので、実習の時間に、全く困りました。今の今まで覚えていたものが、他の課目と一緒にすると全然思い出せなくなり、模擬交換台に掛つた途端に、キーやダイヤルを知らぬでいるばかりで、全くつらい毎日でした。

五月の半ば過ぎまでの約二か月半の訓練期間は、つくづく苦しみの連続でした。まして、二月末から卒業式までの日々はどんなに苦しかつたか知れません。つらい勉強時間の最中に、学校で楽しく勉強しているであろうお友達のことを思うと、このまま抜け出して、学校へ帰つてしまいたいなどと、誘惑にかられるのでした。学校の勉強の方は大好きで、楽しかった私でしたから、でも苦しみながらやり抜いた甲斐があつて、五月半ばに卒業

のが話中音で、などと教つても、少しも呑み込めません。生れて一度も電話器を持つたこともない私が、いくら親のすすめとは云いながら、どうして交換手の仕事などに入つてしまつたのかと、わが身を悲しんだことも幾度かしました。先生にいろいろ注意されながら、激しい実習をやる時など、つくづく経済的に恵まれて、上の学校へすすめるお友達を羨しく思ひました。いるんな記号を覚えるのに苦しんで、やつと覚えると、早や次の勉強が待っています。一つ一つ課目を分けて勉強しても、結局は一つのことなのに、私は一つ一つの課目を、きちんぐと割り切つて勉強したので、実習の時間に、全く困りました。今の今まで覚えていたものが、他の課目と一緒にすると全然思い出せなくなり、模擬交換台に掛つた途端に、キーやダイヤルを知らぬでいるばかりで、全くつらい毎日でした。

私のいる所は即時通話区域で全く手を休めるひまもないほど忙しいのですが、それだけに活気があつて楽しくもありました。目・耳・手・口と五感をことごとく動かしてやるお仕事は、時折つらいなあと思う日もありますが、それはたまたまであまり苦にもなりません。つくづく楽しいお仕事です。それに、お給料も今では大分沢山いただきます。始めてお給料をいただいた時は、両親が仏様にお供えしておりましたつけ、女ばかりの職場、それにまだ満十八歳にならない私は、皆さ

に優しくしていただくので、しあわせです。お勤めしてもう二年半、足掛三年目になります。まだ、新米の私は、もつとがんばらなければいけません。つらかつた訓練期間も過ぎてみれば夢のようでした。あんなに行きたく思つていた上の学校も、無理してまで行かなくて本心に良かったと思ふようになりました。学歴は欲しいとは思ひますが、上の学校を終えても、就職先がいつまでもないのより、どんなにがしあわせだと思ひます。この先何年、この大好きになつてしまつた交換手の生活がつづくことでしょう。時折、とても偉そうに怒る加入者もありますが、口返答せず感情的にさへならなければ、終いには、私たちの忙しさをよく了解して下さいます。楽しいことばかりある職場、交換手というお仕事にたずさわつてゐる私は、本当にしあわせで、ただ一生懸命にやりたくと思つています。

☆婦人団体貯金特別増進運動
郵政省では緊縮経済政策の一環として、大蔵省、文部省、労働省を始め、各種婦人団体協力のもとに、十月一日から三十一日（世界勤儉デー）の一月間貯蓄増進運動を行つていきます。

運動のスケジュール
◎みんなそろつて貯金しましょう
◎貯蓄は家計の工夫から

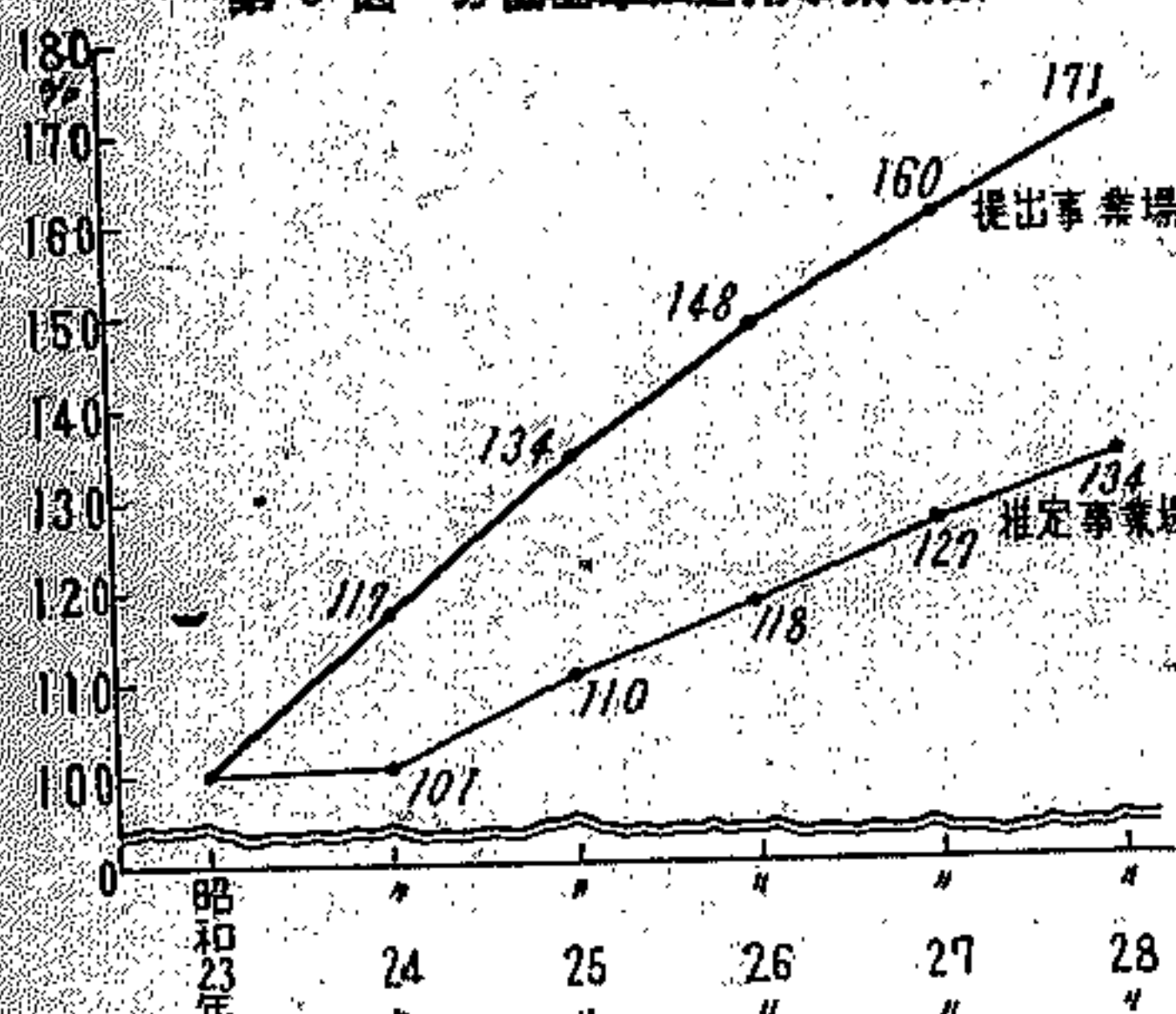
「○○さん、貴女はなぜそんなにできないのですか？」激しい実習訓練の毎日、幾度このような言葉で叱られたことでしょう。あれは一昨年の春で、まだ中学校も卒業してない頃のことでした。激しい競争の交換要員募集に応募して、やつと思いでパスしたのは、まだ卒業式のすまない二月の末でした。

五月の半ば過ぎまでの約二か月半の訓練期間は、つくづく苦しみの連続でした。まして、二月末から卒業式までの日々はどんなに苦しかつたか知れません。つらい勉強時間の最中に、学校で楽しく勉強しているであろうお友達のことを思うと、このまま抜け出して、学校へ帰つてしまいたいなどと、誘惑にかられるのでした。学校の勉強の方は大好きで、楽しかった私でしたから、でも苦しみながらやり抜いた甲斐があつて、五月半ばに卒業

のが話中音で、などと教つても、少しも呑み込めません。生れて一度も電話器を持つたこともない私が、いくら親のすすめとは云いながら、どうして交換手の仕事などに入つてしまつたのかと、わが身を悲しんだことも幾度かしました。先生にいろいろ注意されながら、激しい実習をやる時など、つくづく経済的に恵まれて、上の学校へすすめるお友達を羨しく思ひました。いるんな記号を覚えるのに苦しんで、やつと覚えると、早や次の勉強が待っています。一つ一つ課目を分けて勉強しても、結局は一つのことなのに、私は一つ一つの課目を、きちんぐと割り切つて勉強したので、実習の時間に、全く困りました。今の今まで覚えていたものが、他の課目と一緒にすると全然思い出せなくなり、模擬交換台に掛つた途端に、キーやダイヤルを知らぬでいるばかりで、全くつらい毎日でした。

私のいる所は即時通話区域で全く手を休めるひまもないほど忙しいのですが、それだけに活気があつて楽しくもありました。目・耳・手・口と五感をことごとく動かしてやるお仕事は、時折つらいなあと思う日もありますが、それはたまたまであまり苦にもなりません。つくづく楽しいお仕事です。それに、お給料も今では大分沢山いただきます。始めてお給料をいただいた時は、両親が仏様にお供えしておりましたつけ、女ばかりの職場、それにまだ満十八歳にならない私は、皆さ

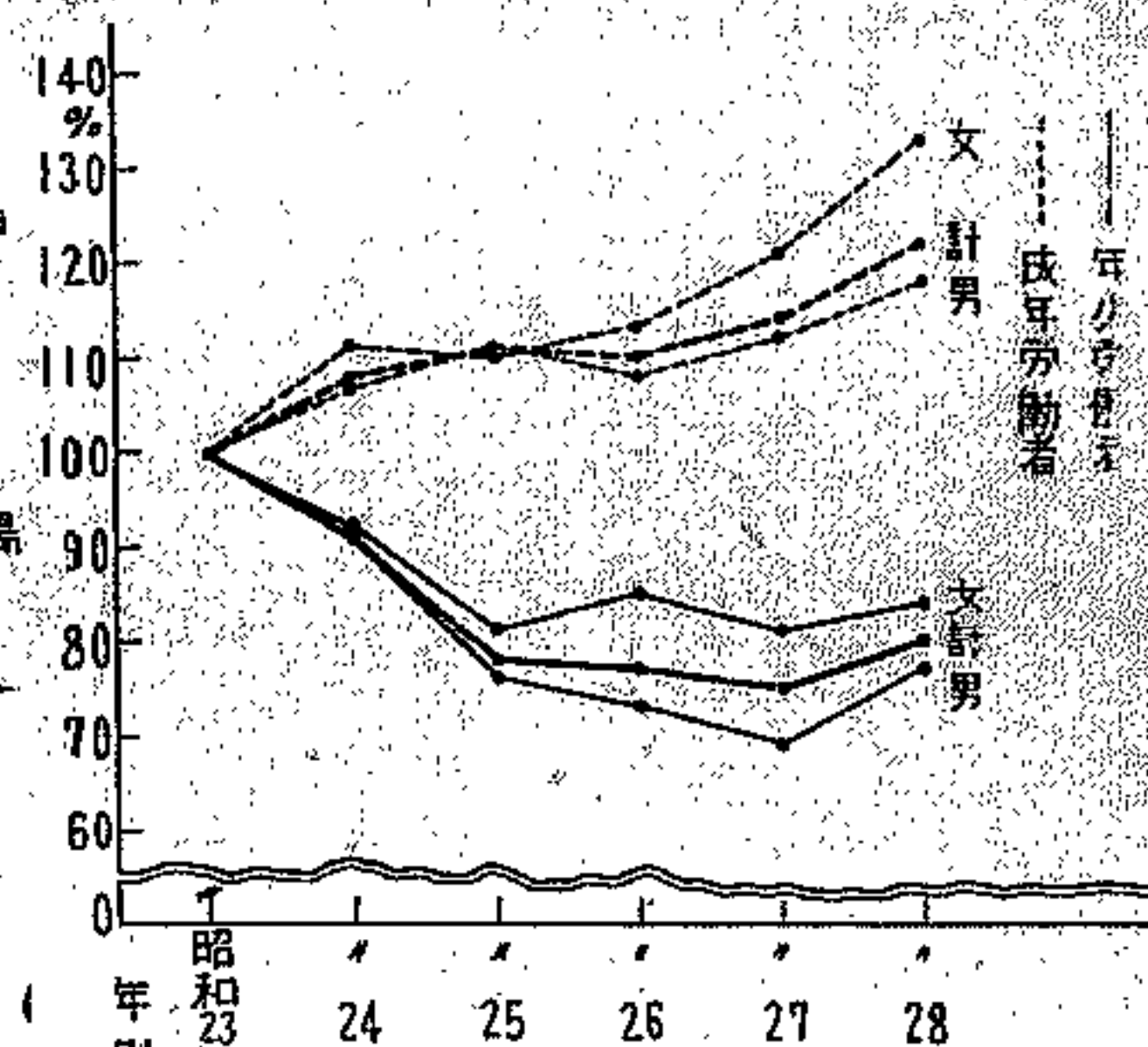
第 3 圖 労働基準法適用事業場数



注) 昭和 24 年は 9 月末現在、その他の年は 12 月末現在である。

区 分 年 別	提出事業場数		推定事業場数		
	実 数	推移	推定数	推移	提出率
昭和28年	508,015	100%	788,411	100%	68.7%
“ 24年	596,480	117	742,502	101	80.3
“ 25年	681,437	134	813,816	110	83.7
“ 26年	752,602	148	871,969	118	86.3
“ 27年	813,407	160	935,579	126	86.9
“ 28年	869,377	171	989,281	134	87.8

第2回 年度別、性別、年齢階級別労働者数



上の女子労働者は、昭和二十五年を除き、二十六年との年の最高の指標を示している。昭和二十三年を「〇〇%」とすると、二十四年は八二%、二十七年は「一二%」となり、

區 分	滿 18 歲 以 上			滿 18 歲 未 滿 (年 少 者)		
	計	男	女	計	男	女
昭和 23 年	8,896,700	6,855,576	1,981,124	942,724	474,669	468,055
" 24 "	9,510,925	7,315,918	2,195,012	862,268	429,861	432,407
" 25 "	9,807,121	7,629,089	2,178,032	799,914	358,811	381,108
" 26 "	9,690,115	7,485,690	2,244,485	744,058	344,400	399,658
" 27 "	10,087,999	7,685,208	2,402,791	707,058	325,586	381,437
" 28 "	10,757,558	8,121,543	2,636,010	757,621	363,263	394,358
昭和 28 年	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %
" 24 "	108	107	111	92	91	92
" 25 "	111	111	110	79	76	81
" 26 "	110	108	113	79	78	85
" 27 "	114	112	121	75	69	81
" 28 "	122	118	133	80	77	84

第 2 表 年度別年少労働者数 (昭和 23-23 年)

年 別		昭和23年	昭和24年	昭和25年	昭和26年	昭和27年	昭和28年
業 種							
計		942,724	862,263	739,914	744,058	767,028	757,621
工 業		615,879	590,730	508,036	541,914	564,588	529,726
飲 食		48,581	32,580	17,090	10,028	9,647	8,149
交 通		38,949	30,946	24,734	20,865	16,620	17,624
物 販		53,291	41,704	20,664	13,911	12,681	13,555
取 扱		6,290	5,011	3,893	3,074	2,665	2,675
農 業		11,063	9,888	9,746	9,879	10,110	11,408
畜 産		5,518	6,988	8,723	8,311	6,224	5,589
商 賣		44,989	54,820	64,617	78,061	81,469	101,949
融 資		26,753	24,528	18,450	14,445	12,618	9,922
通 関		3,159	2,550	2,794	2,327	1,806	1,726
教 育		19,345	5,030	6,920	1,095	9,970	13,820
保 健		12,885	10,299	8,281	4,109	4,105	3,589
娯 楽		11,877	9,743	10,576	10,276	10,159	10,631
接 客		5,273	5,334	6,359	7,804	10,136	14,064
清 掃		426	473	213	403	244	224
官 公 的		22,920	18,938	16,900	6,446	4,323	3,377
他 事		15,237	12,706	12,478	11,721	9,663	9,718
比 率		100 %	91.5 %	78.5 %	78.9 %	75.0 %	80.4 %

(詳) 昭和 24 年は 9 月末現在

し、二十八年は一三三%となつて最も多く、二十七年との間に一二%のひらきがあり、実数では男子よりも少ないが増加率ははるかに男子を上廻つてゐる。

年少労働者においても、女子労働者は昭和二十三年に比較すれば相当減少してはいるが、それでも男子に比し減少カーラがゆるい。二十三年を一〇〇%とする

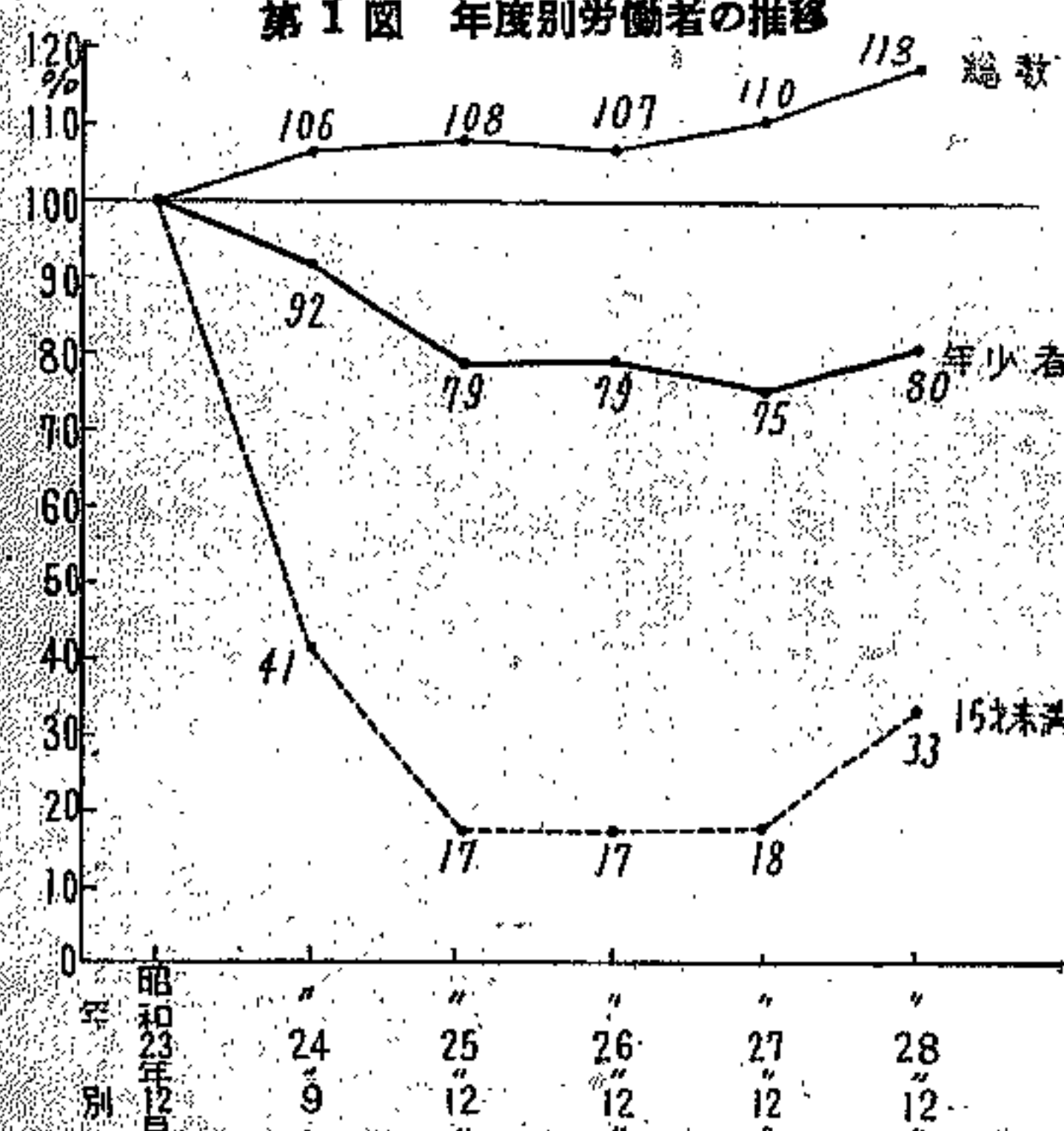
と最も減少した二十五年及び二十七年でも八一%であるが男子の場合は二十五年

年少労働者の推移

我が国の働く年少者の数は凡そ三百万人と言われているが、こゝでは紙面の關係上労働基準法の適用される事業のうち、労働基準法適用事業場報告を提出した事業場に働いている年少者を中心に述べよう。

第一図によれば、總數においては毎年増加の傾向にあるが、年少者（満十五歳未満の者を含む）は減少している。即ち昭和二十三年からみれば二十八年は二

第1図 年度別労働者の推移



年 別	區 分	実 数			比率 (%)		
		総 数	年少者	15才未満	総数	年少者	15才未満
昭和23年		9,779,294	942,724	58,504	100	100	100
“ 24年		10,378,193	862,268	22,025	106	92	41
“ 25年		10,547,085	739,914	9,267	108	79	17
“ 26年		10,424,173	744,058	9,266	107	79	17
“ 27年		10,795,022	707,023	9,407	110	75	18
“ 28年		11,515,174	757,621	17,640	117	80	33

第1表 使用許可を受けた児童数

(昭和 28 年 1 月~12 月)

年齡 性別	計	12歲 未滿	12歲	18歲	14歲	不詳
計男女	9,699	575	1,645	3,279	4,185	65
男	8,201	296	1,405	2,889	3,578	85
女	1,498	279	240	390	557	82
計男女	100.0	5.9	17.0	33.8	42.6	0.7
男	100.0	8.6	17.2	35.2	43.6	0.4
女	100.0	18.6	16.0	26.0	37.2	2.1

以上で義務教育の過程を修了した者が、なつたためである」とみられている。ものつ、それでも三三％に過ぎないことは注目されてよい。

さらに滿十五歳未満の児童について別資料により分析してみよう。

第二表によれば、昭和二十八年中に使用許可を受けた児童の数は九、六九九人であるが、これを都道府県別に分布状態をみると、京都七〇三人（七％）で最高、以下東京五二一人（五％）、北海道五〇六人（五％）、兵庫四六三人（五％）、広島四三二人（四％）の順となつており、以上の地域だけで全体の二七％を占めている。性別、年齢別の就

年の中に使
 六九九人
 分布状態
 で最高
 ）、北海
 三人（五
 となつて
 体の二七
 階別の就
 労状況
 は第一
 表にみ
 られる
 とおり
 である
 が、年
 齡的に
 は年齢
 の高く
 なるに
 つれて
 増加し
 ており

十四歳のものが最も多い。但し女子では
 十二歳未満のものが十二歳のものより
 二・六％上廻つてゐる。性別になると概
 數九、六九九人中八四・六％（八、二〇〇
 一人）を男子が占めてゐる。（前回調査
 では男子八〇・六％）

年齢以下の幼児は八三人を数えられ、
 これらの人達は映画・演劇の子役或るい
 は歌手として就業してゐる。

産業別の就業状況は現在集計中ではあ
 るが、最も多いのは、卸売及び小売等の
 七、六二四人（七八・五％）で、うち男
 子八六・六％、女子三四・〇％となつて
 いる。この業種が最も多いのは、これら
 年齢層の年少者の多くが、時に十三、四
 歳の男子において、新聞配達、同店員、
 その他の用品卸売及び小売業の店員販売
 員、配達員、雑役、飲食店の給仕、販売
 員、店員等の職種に従事してゐるからで
 ある。その他の産業では次のようなもの
 があげられる。サビス業（映画演劇の
 子役、歌手等）、その他のサビス業（フ
 アッションショウモデル、ゴルフキャデ
 イ等）、農業（農耕夫、りんご袋掛等）、
 運輸通信業（事務員、郵便物配達等）、
 漁業及び林業（雑役、漁夫の手伝い等）、
 公務（事務補助等）、製造業（雑役、販
 売員等）等である。

次に性別がらみた労働者の推移状況を
 みるために第三圖に従え、満十八歳以

いことが理解される。

さらに年少労働者について各年の業種別分布状況を見ると、次のとおりになっている。各年とも工業、土建、商業等に年少者は多く働いている。中でも工業が大多数を占め、昭和二十三年では全体の六五%、二十四年六八%、二十五年六九%、二十六年七三%、二十八年七〇%となつてゐる。

それではこれらの労働者が働く事業場はどの位かという第四図の様になつてゐる。労働基準法の適用をうけると推定される事業場（推定事業場）は昭和二十三年を一〇〇とするとき二十八年には一三・四%となつており各年共増加している。これに対し適用事業場報告を提出した事業場（提出事業場）においては、昭和二十三年を一〇〇とすれば、二十八年は一七・一%を示し推定事業所よりも増加速度を増している。各年とも前年に比し増加しているが特に目立つのは昭和二十四年で二十三年に比し二七・七%も増している。これは労働基準局第一線機関が適用事業場の把握に努力した結果もさることながら従来本法の適用をうけなかつた国有鉄道及び専売公社がその適用をうけることになつたためであると考えられている。

提出事業場を規模別にその推移をみると第五図の如くなつてゐる。小規模事業場（以下事業場を略す）はその他の事業場と異なり、昭和二十八年には二十三年の二倍にもなつてゐる。これら事業場の

中学・高校の卒業後の状況

○人以上の労働者を使用する大規模で、
 構成をみると、各年共最高が小規模で、
 次が中規模であり、最も少数なのは一〇
 年々の指標も減退を示し、二十八年にな
 はじめて二十二年並みになった状況で
 ある。

文部省調による一九五三年三月学校卒業者の卒業後の状況をみてみましょう。

女子の卒業生総数は中学卒が八十五万九千人、高校卒が二十三万四千人となつています。注目されることは、女子にあつても卒業後就職するものの割合が大きいです。表及び図であきらかなように、女子の就職者は、中学卒では女子総数中三七・三%、高校卒では女子総数中三九・二%をしめています。これを男子と比較すると、中学卒の就職率は女子は

に足らず、中学校卒の半ば以下となつています。男女の比較をみると男女それぞれ

の総数中にしめる進学者の割合は、中学卒、高校卒のいずれも男子の方が女子より僅かながら高くなつています。(中学卒では男子は女子より五%高く、高校卒では男子は女子より七・二%高い。)

一方、女子高校卒中で無業者の割合をみると、高校卒では無業者の割合は三九・四%で中学卒の無業者の割合の約二倍となつています。

男子にはば四過しています。高校卒では、男子の就職率が女子よりずっと高くなつています。いづれにしても、女子の中・高それぞれの卒業生総数の約四割といふものが職業の分野に進出していることは、現今では、女子も職業をもつて経済社会に貢献している実情をものがたつていると思います。

次に女子の進学者の状況をみますと、学校を出て進学しているものは、中学卒では女子総数中四一・四%を占めていますが、高校卒では女子総数中一五・三%と、次に本調査で特にあきらかにされたことは、職業をもち同時に進学しているもの数であつて、中学卒の女子総数中二二・三%が職をもち進学しており、これは男子中学卒の総数中にしめる割合（六・三%）の三分の一となつています。

むしろ、中学、高校を終えて、働きながら学ぶ女子の割合は男子の割合より低くなつてはいますが、ともかくその存在をしめしており、今後働く女子のひとつの方角をしめしているものとして注目されます。（下表参照）

学校卒業者の卒業後の状況 (単位 1 人) (1953 年 3 月卒業者)

		総数	進学者	就学して進学 している者	就職者	無業者	死亡又は 不詳	
女子	実数	中学校	858,892	855,789	19,988	320,387	149,074	18,754
		高等学校	233,568	85,704	907	91,639	91,998	18,305
	比率	中学校	100 %	41.4 %	2.8 %	37.8 %	17.4 %	1.6 %
		高等学校	100	15.3	0.4	39.2	39.4	5.7
男子	実数	中学校	887,817	411,550	56,156	332,469	75,584	12,064
		高等学校	352,220	79,171	10,800	184,429	60,850	17,470
	比率	中学校	100 %	46.4 %	6.3 %	37.4 %	8.5 %	1.4 %
		高等学校	100	22.5	2.9	52.3	17.3	5.0

文部省調査局統計課調

年少者の実態 (2)



前号では、Ⅰ作業に必要な特性 Ⅱ拘束時間 Ⅲ睡眠について述べましたが、本号では引續いて Ⅳ体格 Ⅴ疲労の自覺的症狀 Ⅵ疲労の身体部位 Ⅶ自覺的疲労感の時間因子の点について述べます。

問屋で働いている年少者の発育状態はどのようなものでしょうか。これを知るためには形態的発育と機能の発育状態とを調査することが必要ですが、今回の調査では形態的なもの、それも身長と体重の点だけにとめて調査しました。したがって完全なものとは云えませんが、発育状態を知る一つの手懸りにはなると思っています。

ます、身長の面について測定結果を産業衛生協会の基準値(表1)に合せてみますと次のとおりです。(註)基準値は、性別にそれ／＼年齢別の身長を統計的に国民の各年齢層を代表しているものについて調査したものを五つの段階に分けてその發育状態を示したものです。即ち表1の乙の項が、性別年齢別平均身長で、いいかえますと、一般の人々の發育状態であり、これよりもやゝ發育のよい者を甲、非常に發育のよい人を特甲とし、

同様に普通よりも發育の悪い人を丙、非

常に發育の悪い人を特丙と便宜的に分類して、ある特定の人を身長面からの發育状態を知る基準となるもの、即ち表2のように男子年少者の場合は特甲に入る者が四・六％、甲三二・二％、乙三七・九％、丙二一・三％、特丙四・〇％となり、

平均水準よりも良いものが三六・八%を占めているのに対して、平均水準に達しないものは二五・三%となっています。しなながつて問屋で働いている年少者の身長、の面からの發育状態は良好と云えます。又、女子についても平均水準を超えるものの五五・五%、平均水準に達しないものの七・四%となり、男子と同様身長面からの發育は良好な傾向を示しています。

次に、身長・体重曲線を年齢別に平田氏の判定基準に合せますと、「非常に瘦せたもの」「瘦せたもの」「非常に肥つたもの」ではなく、「普通」か「幾分肥つたもの」ばかりで、「一般に体格は良好である」と云えるようです。

表 1 身 長 規 準 表

性別	滿齡	特甲 甲 乙 丙 特丙				性別	滿齡	特甲 甲 乙 丙 特丙			
		←	cm	cm	cm			cm	←	cm	cm
男	15	166.3	157.4	148.6	139.7	女	15	156.0	149.7	143.3	137.0
	16	168.1	160.7	153.3	145.9		16	156.5	150.4	144.2	138.1
	17	168.9	161.8	154.8	147.7		17	156.7	150.7	144.7	138.7
	18	168.9	162.6	155.8	148.9		18	157.5	151.1	144.7	138.9
	19	170.4	163.3	156.2	149.1		19	158.2	151.4	144.6	137.8
	20	170.7	166.6	156.4	149.3		20	158.5	151.5	144.5	137.5

表 2 間属年少者の身長規準別頻度

性別	滿齡	特甲	甲	乙	丙	特丙	性別	滿齡	特甲	甲	乙	丙	特丙
男	才	%	%	%	%	%	女	才	%	%	%	%	%
15~17	4.6	82.2	37.9	21.3	4.0		15~17	11.1	44.4	37.0	7.4	0	
18~20	11.1	41.1	89.1	8.2	0.5		18~20	10.7	40.2	46.2	9.0	0	
16~20	9.1	38.4	88.7	12.3	1.6		16~20	10.8	41.8	48.9	4.0	0	

「まあたがびく／＼する」「手足がふるふる」「肩がこる」など、又同業組合の場合「手足がふるふる」「物が気がにかかる」「頭がいたい」などの症状が多くなつていきます。そして、作業前に頻度の高い症状は作業後にも頻度が高く、しかも作業によつて累加されてゆく傾向がみられます。そして、産業衛生協会産業疲労委員会の調査による「一般労働者の自覚的疲労症状の基準（平均の頻度）」に比較しますと、同業組合の場合はこれより高くはありませんが、織物問屋の場合は高くなつています。即ち織物問屋で働く年少者は、一般労働者に比べて自覚的疲労が多いということがいえるのであつて、この点は問題であらうと思われます。

VI 疲労の身体部位

次に身体の中の部位に「いたみ」などの障礙を感じるとき、これをまとめると次のようである。

図1 疲勞身体部位の頻度

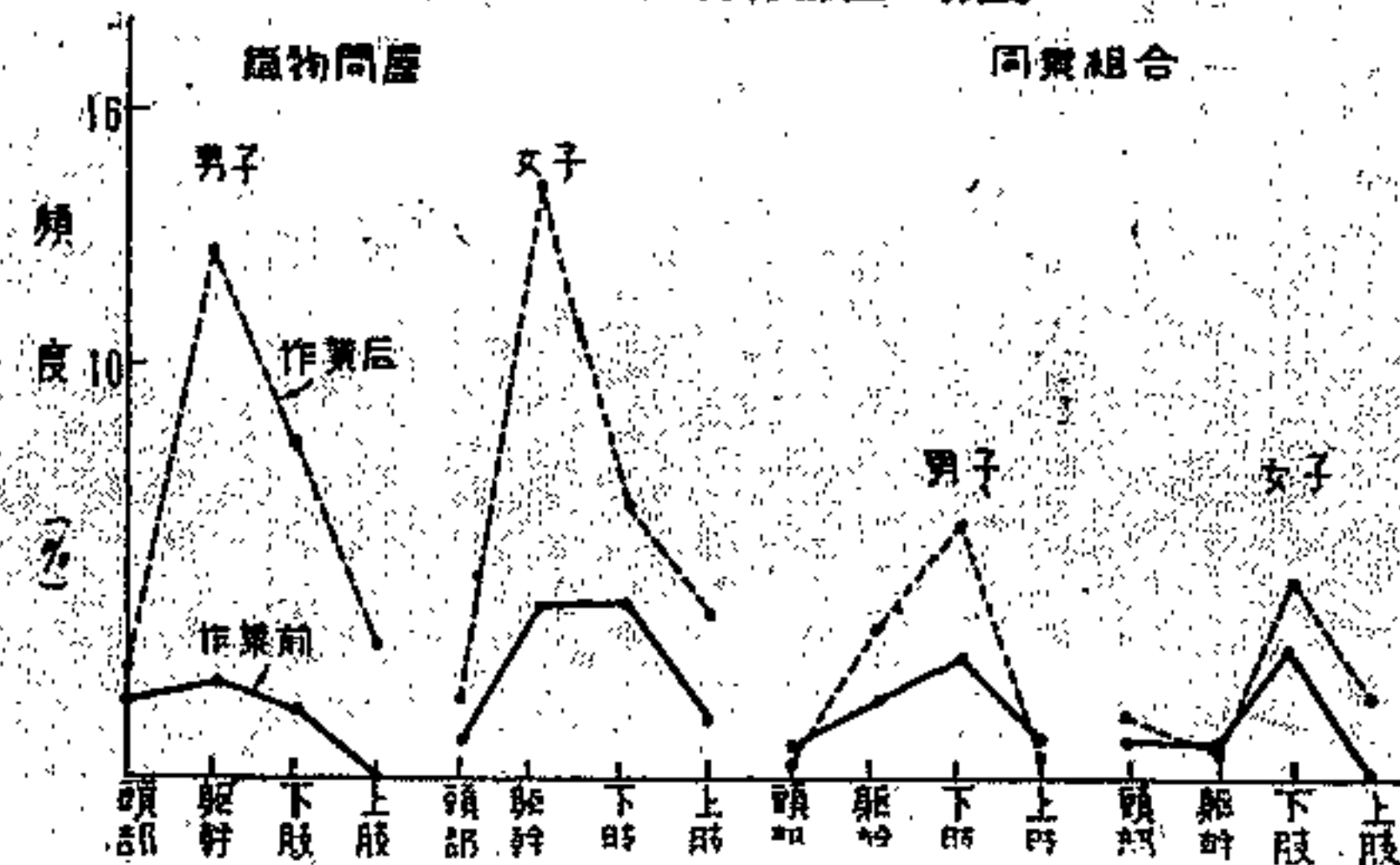


図2 一般産業との疲勞身体部位の比較

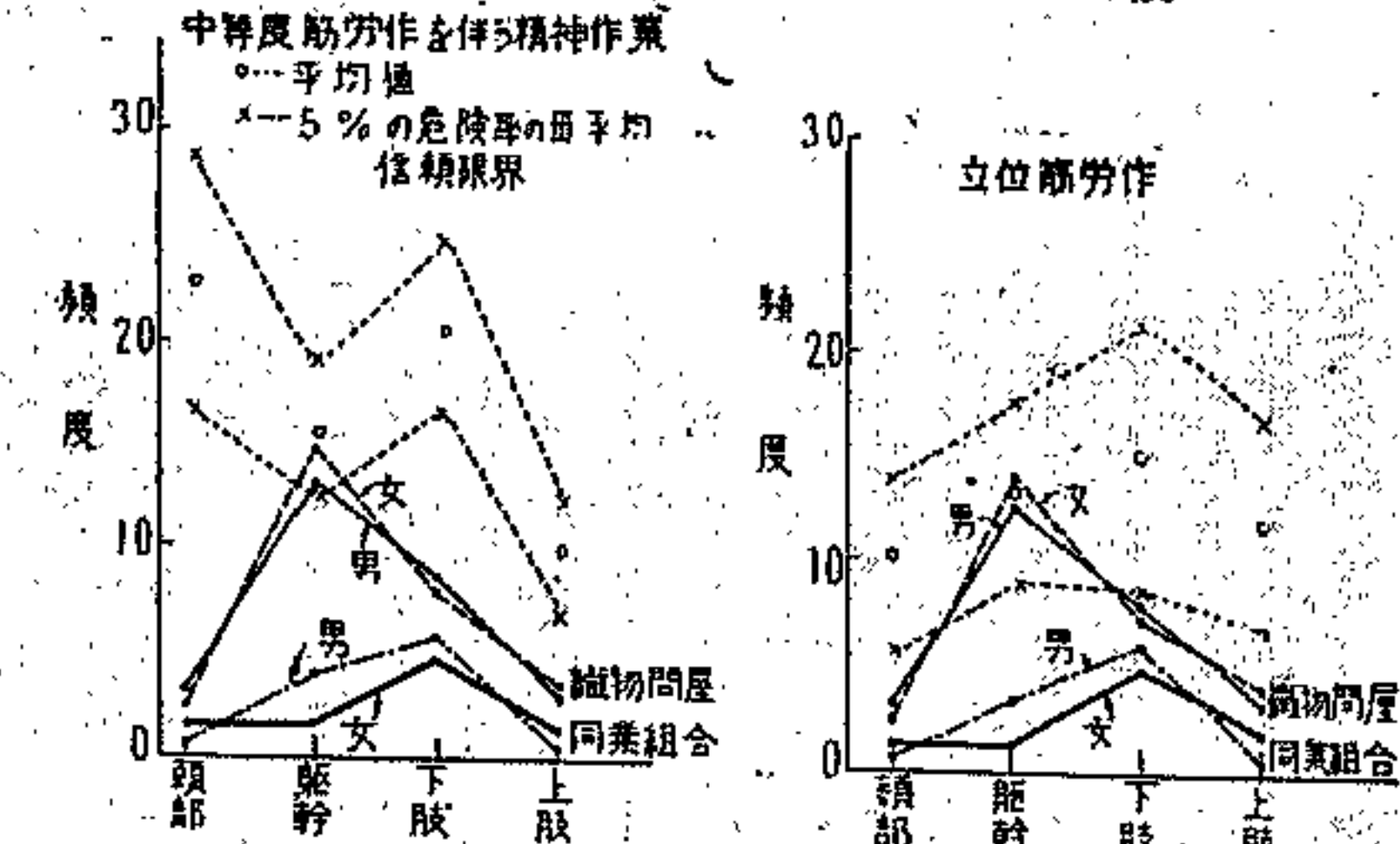


図3 最も疲れを感じる作業日

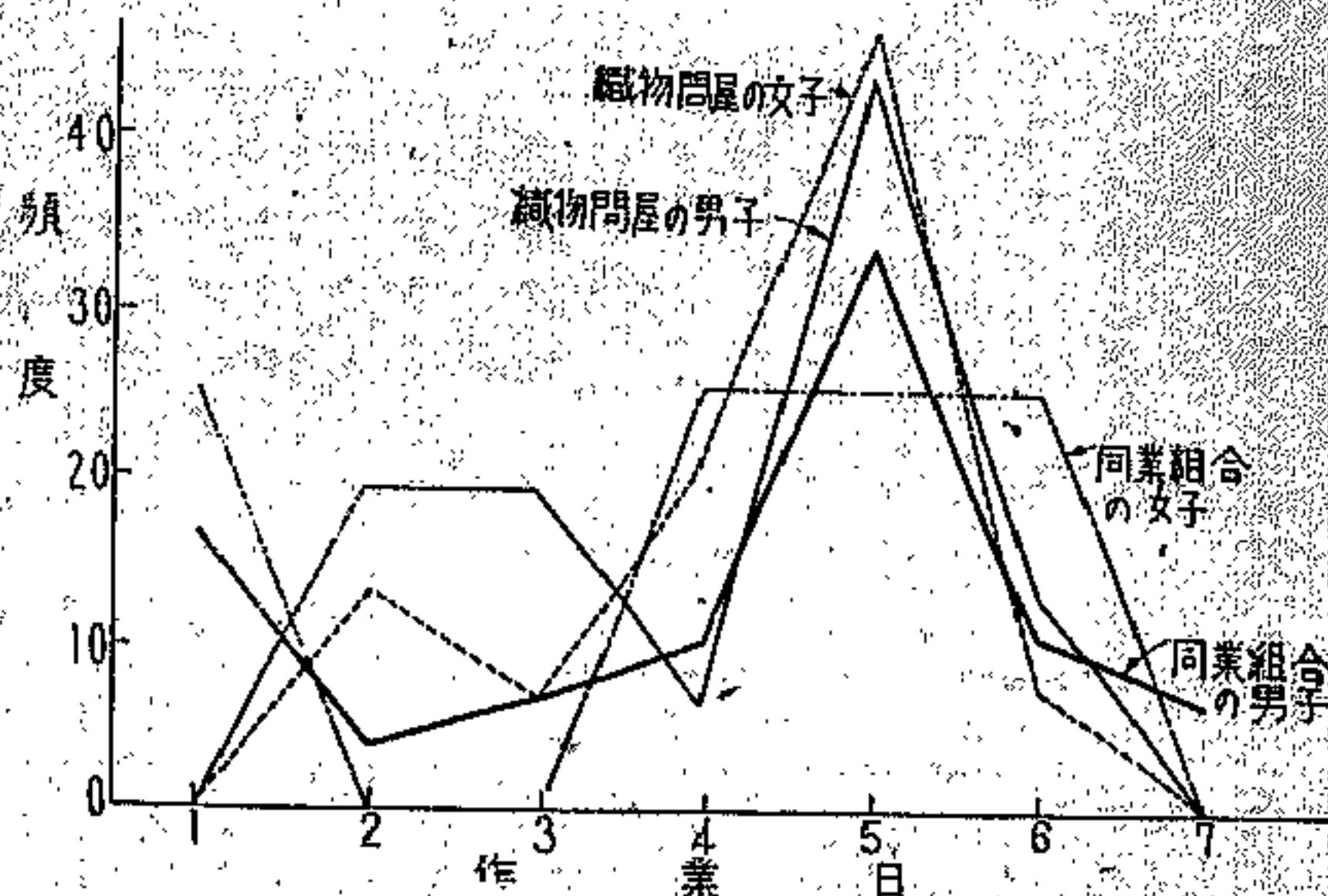
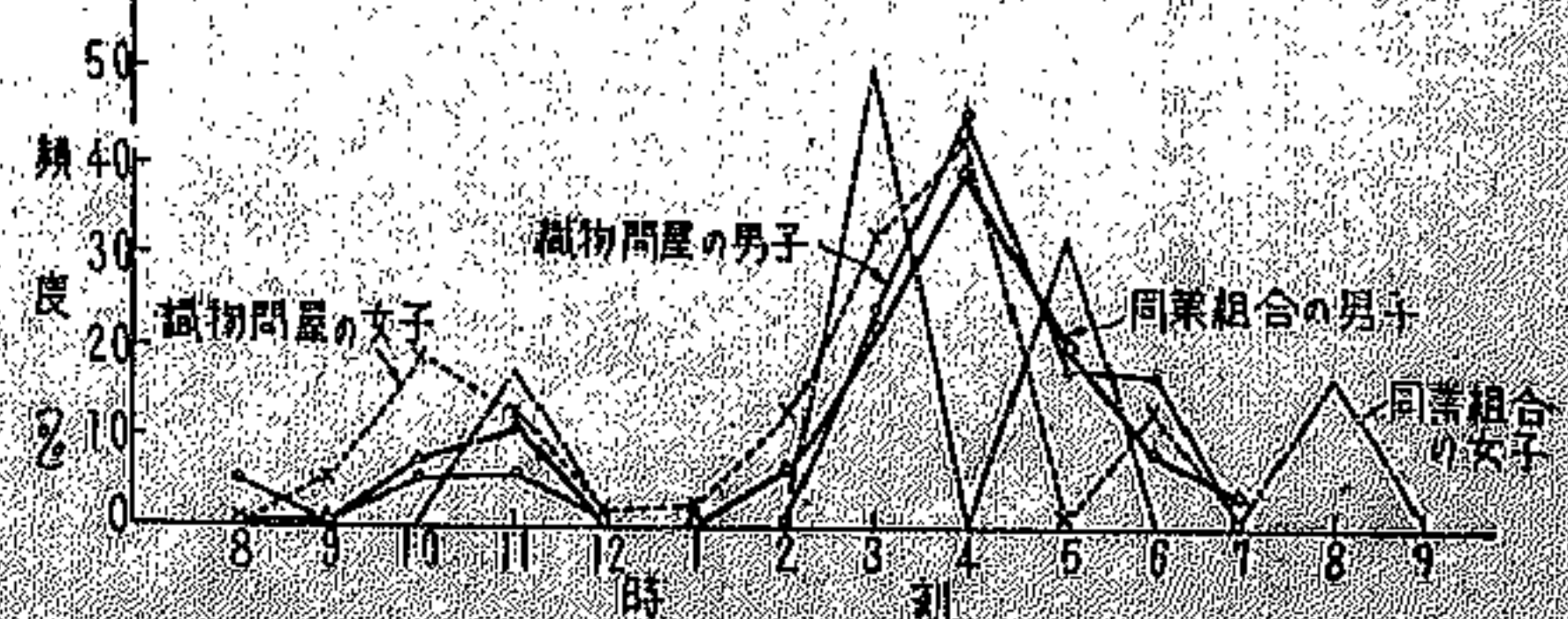


図4 最も疲れを感じる時刻



位のうち、最も疲勞(遠慮)を訴えた部位は図1のように織物問屋では頸部であり、同業組合では下腿部となつてゐる。又作業前に頻度の高い部位は作業後も高くなつてゐる。しかし一般労働者の場合の基準値に比較すると、図2のよう頻度はいづれも高くありません。

Ⅶ 自覺的疲勞感の時間因子

年少者が最も疲勞を感じる日は、図3のよう第五作業日で、第六作業日即ち土曜日は第五作業日に比較して疲勞感は一ひとくありません。これは恐らく休日の原因があるように思われます。

以上が問屋で働いている年少者の概要ですが、この調査の結果では、客に接するということ、商品についてある程度の知識を要するという作業の特性はみられますが、特に重量物を取扱うこともなく、又、睡眠時間も八時間以上とられ、睡眠状態も良好であり、疲勞の点についても一般的傾向よりも特につかれがひどいと思われません。そして、發育の状態も良好といえるようです。ただ、拘束時間、かなり長いことは問題で、この面のは正は必要です。

外国における女子の労働保護規定(2)

フランスの「女子労働保護規定」

一 序

フランスの労働法制は組織立っていません。この点はドイツの法制が国家的恩恵的規則的な対象的であり、フランスの法制にも労働契約に関するもの、或いは労働者保護に関するものは職業紹介、労働条件に関するもの等があります。併し今日迄に編纂された労働法典は各種の法律を綜合統一したというよりも寧ろ唯それを羅列したに過ぎず、断片的で、修正、追加、補修を重ねたものです。

フランスにおいては、既に十三世紀及び十四世紀に労働時間の制限がありましたが、フランス労働法制の起源はやはり十九世紀前半であります。そして又最も重要なのは労働時間の取締であり、早くから女子・年少者に対する保護が講ぜられてゐます。如何に労働条件が悪かつたかは、一八四〇年に発行されたヴィレルメの「木綿・毛織・絹物製造業における労働者の肉体的・精神的状態」一覽によれば、紡績工場で一日十七時間も従事させていた例が報告されているので分ります。

二 労働保護規定の内容について

日本では労働基準法の適用対象が殆んど全産業に及んでいますのに、フランスでは個々の保護規定によつて多少の相違がありますが労働法の適用対象は商業、工業及びこれに附属する事業所に限られています。

1. 女子の労働時間について

労働時間は一日十時間に制限されています。この点は労働基準法が八時間を超えて一日について二時間、一週間について六時間の時間外労働のみを認めている点と比べますと、フランスの方が労働時間が長いと言えます。

2. 女子の休日労働について

フランス法においても労働基準法に於けると同様、女子の休日労働は禁止

されています。即ち、救助の措置を講ずるために直ちに実施することが必要とされる緊急作業の場合等非常の場合には週休が停止されますが、女子に関しては停止できず、汽船及び動力機械の操作、電機機の油差及び点検等の作業では、休日と半日に減じることが出来ますが、女子に関しては減じることができず、週休の与えられない工業・商業事務所の守衛及び門衛に対しては代日休暇が与えられますが、未成年の女子についてはこうした規定は適用されず、又法律によつて祭日と定められた日にも女子は労働させられないことになっています。

3. 女子の深夜業について

フランス労働法においても、労働基準法に於けると同様、原則として深夜業は禁止されています。フランス法においては、女子を小工場大製造工場、鉱山、鉱地及び石切場、造船所、工作場及びその附属施設における一切の夜間労働に使用してはならないことになっています。

女子の深夜業の認められる例外は

(一) 國防に關する事業を行う事業所において、交代作業班による労働編成が行われている場合

(二) 急速に腐敗し易い原料又は仕上

げ中の材料を取扱う工業において、これらの材料を避けることのできない損失から救済に必要とする場合

(三) 突発的事故による休業又は周期性をもたない不可抗力による休業の場合、(三)の場合に限定されています。この点は、労働基準法における女子に対する深夜業の例外的範囲と少し趣を異にしています。ここで想起されるのは去る七月一日に改正になつた女子年少労働基準規則において、かに又はわしの織物製造における第三次加工の業務については女子の深夜業が認められたのは、前記(二)の例外的場合と考え方を同じくする点であります。

4. 危険有害業務の就業制限について

フランス法においては女子に対する危険有害業務の就業制限について次の様に定めています。

(一) 善良な風俗の維持及び公の礼讓の遵守に注意して雇用すること。

(二) 危険な原因があり、体力を超え労働者が健康に有害な操作、及び發散物に曝される業務には雇用されない。

(三) 不健康にして危険な施設で、労働者が健康に有害な操作、及び發散物に曝される業務には雇用されない。

労働基準法における就業制限規定は以上の規定と精神において同じであると考へます。

5. 坑内労働の禁止について

フランス法においては「女子を鉱山、鉱地、石切場の地下労働に使用してはな

ふないと定めていす。労働基準法でも一切の地下労働を禁止しています。

6. 産前産後について

フランス法では、女子労働者を、産前産後を通じて八週間の期間中、労働させることは出来ず、分娩後六週間以内の産婦を労働させることができないことになっています。労働基準法では、産前六週間及び産後六週間の期間中、労働させることができず、分娩後五週間を超えたら、労働者の請求と、医師の承認を条件として、労働させることが出来ます。

7. 育児時間について

フランス法では、出産の日から一か年間、授乳中の女子は、労働時間中、一日につき一時間を、授乳のために使用出来る権利をもっています。授乳時間は当然休憩時間とは別個であり、授乳の為に時間は三十分ずつ二回に分割し、第一回は午前の労働時間中に、他の一回は午後とし、母親がこの時刻を指示して、母と使用者との合意により定める事になつています。又十五歳以上の女子を百人以上使用する事業所長は、授乳室設置の督促を労働監督官から受けることがある旨を定めています。労働基準法には、授乳室に関する規定はありません。

8. 解雇制限について

フランス法では、「分娩前後の期間に於ける、継続十二週間（医師の証明のある場合十五週間）の婦人の労働停止は、使用者として雇用契約破棄の原因とする」とはできないとあります。この解雇制限規定は、労働基準法では産前産後の女子が、休業する期間及びその後三十日間解雇出来ないという規定されています。以上を以て、労働基準法と対比する意味での女子の保護規定の概観は終りました。が、附随的に女子保護に関する規定をつけ加えて述べます。

第一に、女子を使用していない事務所が女子を使用しようとする時は、労働監督官に届出ることになっています。これによつて女子保護に関する労働監督の実効が著ると思います。

第二に、「各種の商品及び品物が婦人により製作せられ、若くは公衆に提供せられる店舗、小売店、及びその他の附属施設には女子従業員の数だけの椅子を設けなければならない」とあり、この規定は労働安全衛生規則に機械的立業の場合椅子を備えるという規定と同じ考えの下に立つています。

第三に、フランス労働法の労働契約篇に、全国的団体協約には女子に対し「同一労働同一賃金」という原則を適用する方式」に関する規定を包含せねばならない事を規定しており、ここに労働基準法の男女間一賃金に関する原則の趣旨があらわれています。

らわられています。

第四に、フランス労働法は兄弟契約篇に「どんな使用者も、未婚、おとこやもめ、または離婚している場合は未成年の女子を徒弟として宿泊せしめることはできません」とあります。

各社の中高卒者の採用方針

日本職業指導協会では中学・高校の来年度新卒者の採用方針について、東京都の事業場にアンケートを出し、約三十社から回答を得ました。その中から三、三拾つてみます。

◇東京芝浦電気株式会社 ①中・高卒男女とも採用 ②募集地域は当工場の立地上東京都とその近県で、一時間以内で通勤可能な所 ③原則として公募 ④選考試験は履歴書・学業成績証明書・戸籍謄本・写真・卒業見込証書・健康診断書・学校の公式推薦状及び身上調査表により書類選考して通過した者のみ面接、その他筆記試験・作文・口頭試験・身体検査をする ⑤健康で運動が得意で、性格明朗が望ましい。一生の仕事として取組める熱心さと努力心のある人。職場では人のつながりが多いので素直で協調性がある人、将来発展性があれば現在の技能は過大視しない。

◇明治生命保険相互会社 ①高校卒業男女とも採用 ②本社は都内高校に、地方は支店所在地の高校に推薦依頼 ③仕事は主に一般事務 ④原則として高校に推薦依頼 ⑤クレバー・検査・適性検査・推薦依頼 ⑥クレバー・検査・適性検査・推薦依頼 ⑦簡易な常識試験・面接・身体検査・履歴検査等により前年秋選考 ⑧身体検査

健康・学業人物優良中正・家庭健全・珠算三級程度

◇松坂屋東京銀座支店 ①男女高卒 ②男子は他府県・都内、女子は都内のみ ③公募中心 ④職種は販売係・接客係・食堂係・事務係 ⑤面接・学科試験・クレーン検査・身体検査により十月中旬選考。

◇日本勧業銀行 ①原則として男女とも高卒（例外に交付・電話交換手見習として中学卒を採用） ②店舗所在地居住者で通勤一時間以内の者 ③公募中心 ④事務員・タイピスト・IBMオペレーター・電話交換手・昇降機運転手 ⑤筆記・面接試験・健康診断により九月中に実施 ⑥身体健全・四満・明朗・誠実な人。

◇平山秀山堂（正社・リッセル・リッセル・ホスター・紙器・印刷紙等の製造） ①工場では主として中卒を採用（知的作業でないため、資金安価なため、長期雇用が出来るため） ②営業所では主として高卒を採用 ③工場は女一〇に對し男五、営業所は男六に對し女一の割合 ④地域的關係から近接地及び千葉房総武治線沿線の農村から募集 ⑤縁故關係を採用するが主として公募 ⑥女子は手動式プレス機・男子は印刷機 ⑦重役・正副工場長の口頭試験・受持技師の意見、在学中の成績により、二月三月頃選考。



未亡人等の職業対策に関する建議
ならびに「家政婦研修所」について

婦人少年問題審議会婦人労働部会は、未亡人等の職業対策について、昨年十二月以来、部会五回、専門委員会三回、打合せ会二回を開催して審議を重ねました。が、九月二十五日の部会で、経過報告ならびに、この問題についての建議案の審議を行いました。また未亡人の職業として最も手近かで、就職しやすい職業であり、しかも一般家庭から需要の多い家事奉仕職業を適職として選り、その養成機関として「家政婦研修所」を設置することとが提案され、別記のような養成の構想が発表されました。研修所は予算の関係もあり、まず東京に約一、〇〇〇万円の補助金によつて一箇所、モデルケースとして設けることを当面の目標とし、順次各地に設けていく計画です。

未亡人等の職業対策に関する建議
婦人少年問題審議会

戦後の我が国における未亡人福祉対策の特殊な重要性にかんがみ、本審議会婦人労働部会では、福祉対策の一環としての職業対策の問題をとりあげ、かねて審議をつづけてまいりました。即ち、未亡人に適した職業分野をひろく探し、そのうち最も適職と考えられるものにつ

記

一 家政婦研修所の設置
最近の家庭事情に即応した家事奉仕の技術、個人家庭に適用するための心構え等を短期間に教育指導し、信頼性あり雇主からよるこぼれる有能な家政婦を育成すると同時に、家政婦の簡易試験を併せ

行の施設を設けること。（別記家政婦研修所について、参照）
二 適切な紹介業務の運営
公共職業安定所においては、未亡人等の職業対策として家政婦を簡易登録の対象に加え、できれば家事奉仕部（仮称）を設けて、求人求職双方の側から利用し易いよう適切な運用をはかること。
さらに、その資質をたかめるため、登録者については研修を併せ行い、これを受附した家政婦は、相互の連絡、協同、資質向上等のため、組織をもつよう指導促進すること。
向家事奉仕部の業務を一般に周知徹底せしめるよう積極的に広報活動を行うこと。

いでは、健全適正な諸条件のもとに未亡人等を就職せしめる方法を考究し、職業そのものの健全化と未亡人等の福祉の増進に資することを意図したのであります。この審議の過程において、家事奉仕職業は、未亡人に最も適した職業の一つである上に、現に求人の要求が求職者数をはるかに上廻る実情にあり、未亡人職業対策の見地から注目すべき分野であると認められましたので、更にこの職業をめぐる諸事情について実地の調査を行い、必要対策が考究されたのであります。

本審議会は、右婦人労働部会における討議の結果について更に審議を行い、未亡人等の職業対策の一環として次の如き事項の実施実現が極めて有効且緊要であるとの結論に達しました。よつて本審議会は、政府においてこれが実現につき速かに特別な考慮を払われんことを建議します。

三 家事奉仕職業についての啓蒙
家事奉仕職業に従事する未亡人等の自覚、補導による質の向上はもとより、雇用主側も、家事の合理化、使い方の改善等により家政婦の受入態勢をととのえ、社会一般も家政婦に対する理解と認識をふかめるよう啓蒙して、その社会的効用をたかめること。
四 健康管理の実施
家事奉仕職業に従事するもの自身及びサービスする家庭の健康上から考え、家事奉仕職業者の健康管理実施に適切な措置を講ずること。
右に関連し健康管理加入を可能にする方法をめあせ講ずること。

（一）未亡人等は一般に職業についての技能や経験にも乏しく、また年齢も比較的にたかく、そのうえ女子に扶養する子女を抱えているなどの点が雇用の隘路となつていて、現在の不況下で就職は甚しく困難な実状にあります。が、反面家庭生活に関しては、経験も豊かで年功によつて陶冶された常識、辛抱強く慎重で行動した家事処理などが期待され、一家の支柱となつて働いている未亡人は特に責任感、積極性、定着性などが長所とされています。かかる点から考え、家事奉仕職業は未亡人等の適職の一つと考えられます。

（二）戦後婦人の地位の向上、民主化の進展に伴い女中として他人の家庭に住込むことを嫌う傾向があります。他方雇用主側でも住宅の狭小化、賃金の昂騰等により住込の女中を常備することが困難となつて来ております。しかし家庭の用事は一向減少せず、又婦人自身が家庭を外に活動する場合も多くなりつつありますので、派出所、家政婦の需要は多く、少くとも都会地ではこの傾向は益々多くなるものと考えられます。そして現在、全国私営職業紹介事業における最近六か月間の家政婦紹介状況をみると登録家政婦は平均一六、八二四人に對し、求人件数は二〇、一二四で家政婦の労働市場は供給不足であります。

（三）以上のような状況から考え、未亡人等の家事奉仕職業への就職斡旋を一

（四）以上のような状況から考え、未

◆九月の婦人界の動き◆
一日 労働省婦人少年局では九月一日から十月三十一日まで「婦人の職業意識を高める運動」を行っている。
二日 英国労働党執行委員会副議長、元保険大臣サマース夫人が六人の同僚幹部と共に二日來日し、三日日比谷公会堂における左右社会党共催の「英労働党歓迎演説会」において次のような要旨の演説を行った。
「この会場には多くの聴衆が来られたが婦人が非常に少なくて残念である。民主主義の社会では男女平等でなければならずそれは家庭から始められなければならない。婦人は結婚して子供をもちたいと思うと同時に自分の知能を働かせたいと考える。社会保障制度は婦人の地位の向上に大きな役割を果たすものである。一九四五年以来日本婦人は平等の権利を与えられたときいているが、その後その機会を権利を如何に使っているかが重要なことなのである。」
なお、女史は三日午後四時より大日本紡績南千住工場を見学し、四日には虎ノ門共済会館で両社会党婦人対策部共催で開かれた「サマース夫人夫人を囲む懇談会」で約四百人の婦人聴衆を前に、約二時間にわたり日本婦人の社会的地位の現状、英国での社会保障制度などについて活発な意見を交換した。
五日 十四日 インド婦人食糧問題協議

八日 来日中のバキスタン文部次官フザイン博士、シンド州政府農村援助部長カーン氏、州首相夫人ヌーン女史は帝國ホテルで記者会見を行ったが、ヌーン女史は「バキスタンの婦人は解放されつつあり、パンジャブ州議会では特に婦人の議席を五つ確保している。日本の社会福祉事業は進んでいるからよく見学したい」と語った。
八日 全国都道府県議会、市町村議会の婦人議員に対して、衆参婦人議員団が行ったアンケートの結果がまとまつた。それによると「婦人議員は議会において大抵自由に発言できるが、女のくせに出じやばる」と非難されるむきもあり、家庭では家族が協力してくるが、家事の時間をそがれることはやはり大きな障害である。議員として特に努力している点は教育、社会施設、環境改善などであり、又婦人議員の立候補に対する障害は「お多し」等のことがわかった。
九日 婦人労働者同盟では日比谷の法曹会館で主婦連合会、日本婦人有権者同盟、母の会などの婦人団体代表約十名を招き、東京都の人権擁護委員が近

く増員されるのを機会に婦人の委員をふやすように話し合い、要望書を作成して小原法務大臣に提出した。
十一日 労働省婦人少年局婦人課長補佐高橋展子氏はイギリス・デンマーク、スウェーデンにおける社会保障制度の研究視察を終えて帰国した。
○フランスでモードの研究中であつたドレスメーカー女学院長杉野芳子氏も同時に帰国した。
十四日 フランス滞在中の外務事務官田付たつ子氏は日仏文化協定その他両国文化交流の功労者としてパリ市名誉市民の銅メダルを授与された。
十五日 汎太平洋婦人協会日本婦人会では一九五五年一月にマニラで開かれる同会第七回協議会に送る日本代表を次の諸氏に決定した。労働省婦人少年局長藤田たけ、衆議院議員戸叶里子、自由学園教授山室光子、日本女子大教授菅支那子、大学婦人協会会長長野見山不、二、成城大学講師山崎文子。
十五日 主婦連合会では十月から行われる電気料改正について、三巻副会長ら代表六名が通産省を訪れ、値上げ反対の陳情を行った。
十五日 東京日比谷の第一生命ホールで第六回保健文化賞表彰式が行われ、ラ

イ予防事業への献身の功により大阪の社会事業家大浜文子氏が表彰された。
十六日 全日本婦人団体連合会では中華全国民主婦女運動会の招きにより國慶節を機に中共を訪問する代表を次の諸氏に決定した。衆議院議員神近市子、参議院議員長谷部ひろ、参議院議員田中お子、日本婦人有権者同盟会長藤きえ、YWCA常任幹事渡辺道子、炭鉱主婦協議会会長北幸子、日教組婦人部副部長山下正子、医師藤間身加、婦人民主クラブ書記長石井あや子、婦人平和協会役員鈴木布美、全電通労働婦人部長武内シン、俳優座俳優岸輝子、音楽家関鑑子、評論家石垣綾子。
十七日 東京神田の教育会館で日教組婦人部の主催により婦人問題懇談会が開かれ、婦人団体、PTAの代表および婦人教員など約六十名が集つて「民法改正について」と「婦人教員の産休について」活発な討論が行われた。
十七日 百余日におたる争議を続け「人権争議」として関心を集めた近江絹糸争議は、中央労働委員会から提示されたあつせん案を十六日に労使双方が受諾調印し、十七日から一斉に就労した。
二十日 婦人労働者同盟主催により、虎の門共済会館で「家族制度復活反対協議会準備会」が開かれ、国鉄労働婦人部、全国農協婦人団体、総同盟など九団体の代表二十名が集り、今後の運動の方法などを協議した。
二十三日 厚生省看護課長金子光子氏はヘルクで八月二日・四日に行われたW・日・O専門委員会に出席のため七月二十六日より渡欧中であつたが、会議

◆全録◆
第十回全国青婦人代表者会議
第十回全国青婦人代表者会議は、八月六、七日の二日間、東京の新宿文化会館及び山楽ホテルで開催された。
全国から集つた二〇〇名の代表は、今後とも、青婦人の統一行動を、どう組織していくかについて、二日間に亘り終始熱心な討議を行いました。
このたびの代表者会議の特徴は、分科会を従来のような、教宣、組織、資金、文化（または婦人）といった分け方ではなく現在私たちが当面している問題によつて分けたことで、その結果「権利を守る闘い」、「生活改善のための闘い」、「平和と文化を守る闘い」ができ、それぞれの分科会で討議が行われましたが、この分科会討議が会議全体の中で、大きな比重を占めました。それぞれの問題点は、第一分科会「権利を守る」闘い
△組合活動家の不当転勤に対してどう闘うか。
△既婚婦人にたいする強制退職はどう闘うか。
△婦人の生理休暇をどうして確保するか
第二分科会「生活を守る」闘い
△職場の話し合いが闘いの基礎——今迄の賃金は賃あげ一本やりでないと、力が分散するという意見が強くあつたが「職場の話し合い」の活動がまず根本である事が話しあわれました。
△労働強化をめぐって（掃除お茶くみなどの雑用による）
第三分科会「平和と文化を守る」闘い
第二日目は、会場を全銀連会館大講堂に移し、各座長から分科会の報告があり、提出された問題点にしたがつて全体会議が行われました。
△国鉄
第十九回婦人部中央委員会
国鉄婦人部の第十九回婦人部中央委員会は、去る八月六、七日の二日間、本部婦人部役員及び中央委員六九名が出席し、国鉄労働会館において開催されました。主な議事内容は次の通りです。
△運動方針
経過報告に続いて、本部提案の運動方針の審議に入りましたが、その案は、昨年婦人部が実施した指導者講習会や、国鉄婦人労働調査の結果にあらわれた婦人の声が、大きくもりあげられ、次の十項目が打出されました。
一、私たちの賃金
二、私たちの労働時間と休み
三、人事と定員
四、私たちの職場とその附属設備について
五、私たちの被服
六、労働組合を強くします
七、物価を下げます
八、社会保障制度をうちたてます
九、家族制度復活に反対し、憲法と平和

十、吉田内閣を打倒します
を待ちます
△たたかひ方と事業計画
闘い方の重点としては、職場の問題と要求解決のために、▲日常のオルグ、世の世話活動の徹底、▲全国婦人指導者講習会の討論研究により、オルグの在り方を身につけ実行する。
▲労働教育の徹底、中央及び、全国婦人指導者講習会の実施及び、家族組合対策。
▲調査活動の徹底、職場と婦人部員、家族の実態を正確につかんで、適切な対策をたてる。
▲その他婦人は、組合活動の歴史も浅いので、組合に対する理解を深めるために、組合問題についての、質問の解答募集、オルグの心がまえとなるスローガンの、懸賞募集等を実施し、組合意識の徹底を計る事等が、確認されました。そして、昨年の婦人部の歩みの上、今年も新しい活動が展開される事になりました。

女子の就業者と完全失業者 (1954年6月)

産業別	女子		男子		計	就業者の割合	前年比
	千人	割合	千人	割合	千人	%	千人
総数	17,950		28,730	48.1			+790
自営業者	2,210	21.8	8,150	28.6			+240
家族従業者	11,040	70.6	4,610	16.0			+90
雇用者	4,470	29.6	10,640	37.2		100%	+420
農林業	260	5.8	800	7.5		5.8	-50
漁業及び水産養殖業	10	0.2	180	1.7		0.2	0
鉱業	60	1.3	490	4.5		1.3	0
建設業	180	4.0	960	8.6		2.9	-10
製造業	1,680	37.2	8,290	29.0		87.6	+220
卸売、小売、金融、不動産、その他のサービス業	860	19.3	1,580	14.4		19.3	+140
運輸、通信、郵便、倉庫、娯楽、その他	250	5.6	1,580	14.4		5.6	+60
公務	1,010	22.6	1,150	4.0		22.6	+40
その他	200	4.5	1,100	3.8		4.5	+10
完全失業者	290		880	3.1			+40

(注) 1) 印の数字は特に調査率が大いから注意して使用のこと。2) 統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計数を用いたもの。千位以下の数字は四捨五入した結果であるから表の総数と一致しない。

終了後、ルウエー、スウェーデン等を
視察し、九月四日、十一日にロンドン
で行われた国際助産婦会議を傍聴して
帰国した。

二十四日 東京都婦人民生委員研究会が
午後一時より豊島公会堂で昨年度改選以
来初めて行われ、参加した婦人民生委
員は廿三区、五市、三多摩の委員約五
百名で、「母子世帯の問題」「ヒロポン
対策」「地域福祉の問題」等を論じ、
最後に十月一日から行われる赤い羽根
の街頭募金に協力することを決めた。

二十五日 労働省において婦人少年問題
審議会総会が開かれ、婦人労働部会
とより上げて来た未亡人の職業対策の一
つとして「家政婦研修所」を設けるこ
とを得たことが発表され、同時に労働大
臣に建議した。

二十七日 全日本婦人団体連合会の中
視察団の第一陣八名は午前一時羽田を
出発した。

婦人少年局お知らせ

○年少労働課長更迭 年少労働課長石島
康男氏は九月八日付にて内閣の社会保
制度審議会事務局調査第一課長に栄転さ
れ、そのあとに愛知職業安定課長竹内
之氏が同日付で就任された。

○婦人少年問題審議会婦人労働部会
九月二十五日午前十時から婦人少年問
題審議会婦人労働部会が労働省大手町庁
舎会議室で開催され「未亡人等の職業対
策」についての審議経過の報告、建議案
の審議、並びに「家政婦研修所」につい
ての計画が発表された(詳細は本誌二十
七頁参照)。平林委員長が病欠欠席のた
め、式場委員長が議長となり審議が進めら
れた。当日、氏場・江上・山崎の三委
員が代表となり建議書を労働大臣に提出
した。

○高橋屋宇子氏帰朝報告会 九月二十一日
八少年局資料室において、英国から最
近帰朝した高橋屋宇子氏から英国並びに北
国に於ける社会保険制度について詳しく
報告し、局長及び各課係官出席のもと
婦人少年局長及び各課係官出席のもと
に、地方ブロック会議が左のとおり開催
され、会議終了後、開催地近郊の婦人少
年室協助力員を交えた懇談会が開かれ、婦
人少年の諸問題について意見が交換され
た。

中国地区 十月九日 宮島市
四国地区 十月十一日 高松市

○婦人少年室協助力員各地で会合開催
婦人少年室協助力員は今年三月、全国一
斉におかれて以来、各地で懇談会、研究
会等を開き、地味な仕事にとり組んでい
る。各地の会合の様子は次の通り。

滋賀 近江絹糸の争議、年少労働の諸
問題、「家庭に帰れ」ということ、亮
春に対する考え方等について懇談。
栃木 働く婦人の服装と整容の研究に
出席。昭栄製糸小山工場視察。栃木
地区労組婦人との懇談。
広島 農漁村の問題へ農漁休暇と児童
托児所の必要性、両親の出産と児童の
長期欠席、亮春問題、母子家庭問題
(犯罪が多い)等につき懇談。
宮城 年少者の亮春問題、研修会の開
催等につき懇談。

岩手 県内婦人少年問題打合せ。
婦人少年室協助力員新発着者
(一九八・一付)
栃木 山田 操
茨城 内海 宇
千葉 徳元 幸太郎
埼玉 大井 文潮
埼玉 有泉 房子
和歌山 塩路 重夫
佐賀 本村 瑞応
(一九八・一付)
栃木 本田 マチ子
愛知 桜井 政一

「ごらんになりましたか」

●婦人関係資料シリーズ一般資料
No. 34

●婦人団体の現状一九五四年
●婦人労働統計資料一九五三年分
●産前産後の休業状況調査(十月発行)
●明るい職場をさすくために
●婦人少年リーフレットNo. 6
●わたしたちはあなたの協力を必要と
しています

●婦人少年局リーフレットNo. 5
●グラフで見た働く婦人(十一枚組)
●「ボスター」婦人の能力を高めよう
●高齢者の雇用に関する諮問委員会
●第一次報告
●婦人少年局海外資料No. 6
●パンフレットNo. 8
●人事管理について
●特に年少者のための
●リーフレットNo. 6
●働く年少者は働くことに喜びを
●リーフレットNo. 5
●働く年少者に働くことの喜びを
●年少労働広報資料第四号パンフレット
●働く年少者の余暇生活

昭和二十九年十月一日 印刷
昭和二十九年十月五日 発行
婦人少年局 第二巻 第十号
定価 五十円 千四百
編集人 久米 愛子
発行人 平林 たい子
印刷人 東京新報社山崎三〇五
印刷人 石井 完一
東京都千代田区大手町二丁目七
発行所 婦人少年協会の
電話九の内線 一六二五
振替口座東京 〇七九八五

婦人少年協会規約

(名称)

第一条 この会は婦人少年協会と称する

(事務所)

第二条 この会は事務所を東京都内にお

(目的)

第三条 この会は婦人及び年少者に特殊
な労働条件の向上並びに一般婦人の地
位の向上に関する知識を普及すると
もに政府の行う婦人少年問題に関する
業務に協力し、婦人少年問題の解決に
寄与することを目的とする

(事業)

第四条 この会は前項の目的を達成する
ために次の事業を行う
一、婦人少年問題に関する調査研究
二、婦人少年問題に関する各種資料の
作成、出版、頒布
三、その他この会の目的を達成するた
めに必要なこと
(経費及び会計)
第五条 この会の経費は次に掲げるもの
で支辨する
一、会費
二、寄附金
三、事業に伴う収入
四、その他の収入

第六条 この会の会計年度は毎年四月一
日から翌年三月三十一日に終る

(会員)

第七条 この会の会員は次の各号の二種
とする

一、普通会員 この会の目的に賛成し、
且つこの会の事業に協力する個人又は
団体であつて毎年一、〇〇〇円を納付
するもの
二、賛助会員 高額の金、財、物、其成し
てこの会の事業を賛助する個人又は
団体であつて毎年三、〇〇〇円以
上を寄附したもの

第八条 会員はこの会の発行する刊行物、
資料等を無料又は実費で頒布を受け、
又この会の行う事業について優先的な
便宜を受けることができる
第九条 会員はこの会の業務について意
見をのべる事ができる

第十条 この会に次の役員および顧問を
おく
会長 一名
副会長 一名
理事 十一名以内(内一名を事務
長とする)
監事 二名以内
評議員 若干名
顧問 若干名

第十一条 会長及び副会長は理事の互選
による

会長はこの会を代表し会務を総括する
副会長は会長を補佐し、会長に事故あ
るときはこれを代行する

第十二条 理事は会員又は学識経験者の
中から会員が選挙する
選挙は書面で行ふ

第十三条 理事は理事会の決議により会
長が委嘱する
第十四条 評議員は理事会の推薦に基い
て会長が委嘱する

第十五条 顧問は理事会の推薦に基いて
会長が委嘱する
顧問は会長の諮問に應ずる外、重要会
務の運営に参画する

第十六条 事務局長は理事会の推薦に基い
て理事の中から会長が委嘱する
事務局長は日常事務を処理する

第十七条 役員の任期は二年とする
ただし重任を妨げない
補欠によつて就任した者の任期は、前
任者の残任期間とする

(会議)
第十八条 この会の会議は理事会および
役員会とする
理事会は会長、副会長及び理事で構成
する
理事会は会長が毎年一回以上招集し、

重要な会務を議決する
第十九条 役員会は第十條に規定する役
員及び顧問で構成する
役員会は会長が招集し、次の事項を議
決する
一、規約の変更に関する事
二、解散に関する事
三、重要財産の処分に関する事
四、その他特に重要と認められる事
第二十條 理事会及び役員会の議長は会
長がたる
第二十一條 理事会の定足数は構成員数
の二分の一とし役員会の定足数は構成
員数の三分の一とする
議事は各出席員数の過半数で決する
賛否同数のときは議長が決する
第二十二條 理事会及び役員会は会長が
必要と認めた時、又はそれぞれ構成員
の二分の一以上の請求がある時はこれ
を開かねばならない
第二十三條 この会の設立当初の役員は
設立発起人の中からこれに充てるもの
とする
第二十四條 この会に事務局をおく
第二十五條 事務局に関する規程および
甲会員の事業協力に必要な規程は別に
定める
第二十六條 この会が必要があるときに
は各都道府県に支部を設けることがで
きる
第二十七條 この会は今後適当な時期に
財団法人の組織に切替えるものとする

英

語

津田英語会

国電中央線千駄ヶ谷駅前

東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目562

大学受験各科

英・独・仏・スペイン・中国語

高田外語

国電山手線高田馬場駅前

東京都新宿区諏訪町243

昭和二十八年五月三十日第三種郵便物認可
昭和二十九年十一月五日発行

婦人・少年・少女

(第二巻 第十号)

定価五〇円

(送料別)